
八街市国土強靱化地域計画

令和7年3月修正

八 街 市

目次

1. 計画の策定にあたって.....	1
1.1 背景.....	1
1.2 位置づけ.....	1
1.3 期間.....	1
2. 本市の地域特性.....	2
2.1 位置.....	2
2.2 地勢.....	2
2.3 気象.....	3
2.4 人口.....	4
2.5 建物.....	5
2.6 土地利用.....	5
2.7 ライフライン.....	5
2.8 産業.....	6
2.9 交通.....	6
2.10 過去の災害.....	7
2.11 想定される災害.....	10
3. 計画の目標.....	12
3.1 基本目標.....	12
3.2 事前に備えるべき目標.....	12
4. 脆弱性の評価.....	13
4.1 リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）.....	13
4.2 施策分野.....	14
4.3 脆弱性の評価.....	15
5. 施策分野別の推進方針.....	16
5.1 推進方針.....	16
5.2 対応方策の重点化.....	25
5.3 KPI（重要業績指標）一覧.....	26
6. 計画の推進と進行管理.....	28
6.1 推進体制.....	28
6.2 計画の進行管理.....	28
7. 資料編.....	29
7.1 脆弱性の評価結果.....	29
7.2 施策分野別事業一覧.....	54
7.3 八街市の災害リスク【被害予測】.....	59
7.4 八街市における土砂災害警戒区域（詳細）.....	60
7.5 計画策定の経過.....	66

1. 計画の策定にあたって

1.1 背景

平成 23 年に発生した東日本大震災の経験を通じ、不測の事態に対する我が国の社会経済システムの脆弱さが明らかとなり、今後想定される首都直下地震や南海トラフ地震等の大規模自然災害への備えが国家的課題として認知されることとなりました。こうした中、国においては、東日本大震災の教訓を踏まえ、事前防災および減災その他迅速な復旧復興に資する施策を総合的かつ計画的に実施するため、平成 25 年 12 月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（以下、「国土強靱化基本法」という。）が公布・施行されました。また、平成 26 年 6 月に国土強靱化に関する国の計画等の指針となる「国土強靱化基本計画」を策定（平成 30 年 12 月改定）し、強靱な国づくりを進めています。

また、千葉県では、平成 29 年 1 月に国土強靱化基本法第 13 条に基づく国土強靱化地域計画である「千葉県国土強靱化地域計画」を策定し、市町村、民間事業者、県民等、各主体の参画・連携のもと県の国土強靱化に関する施策を推進しているところです。

本市においても、いつ起こるかわからない大規模な自然災害等から、市民の生命と財産を守り、迅速に回復する、「強さ」と「しなやかさ」を持った災害に強いまちづくりを推進するため、「八街市国土強靱化地域計画」（以下「本計画」という。）を策定します。

1.2 位置づけ

本計画は、国土強靱化基本法第 13 条に基づく「国土強靱化地域計画」であり、国の「国土強靱化基本計画」、「千葉県国土強靱化地域計画」との調和を図りつつ、本市の市政の基本的な指針である「八街市総合計画 2025」とも整合を図り、本市の国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための指針として位置づけます。

1.3 計画の見直し

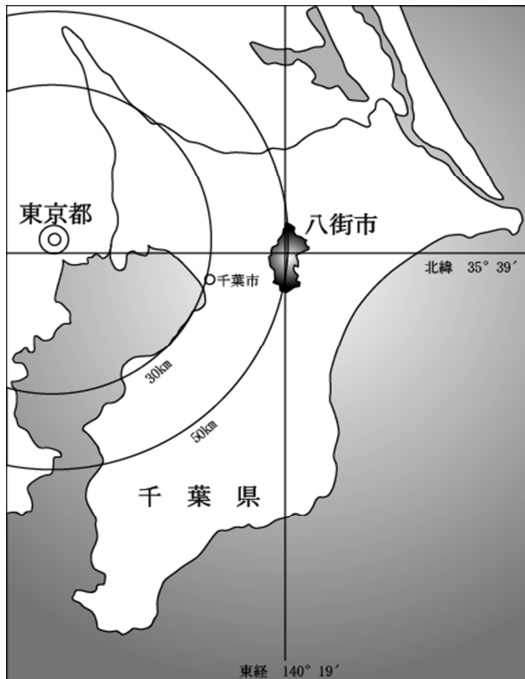
（1）計画の見直し

本計画は、総合計画の策定、関係法令等の改正、国や県の計画の見直し、大規模自然災害後の検証や施策分野別事業の進捗等を踏まえ、必要に応じて、リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）の再確認、脆弱性評価の再実施、施策分野別事業等、見直しを行います。

2. 本市の地域特性

2.1 位置

本市は、千葉県北部のほぼ中央に位置し、東京から50km圏内にあり、京葉工業地帯から20km、成田国際空港から10kmの位置にあります。東は山武市に接し、南は東金市・千葉市に、西は佐倉市に、北は酒々井町・富里市にそれぞれ接しています。広ぼうは、東西に短く約7.7km、南北に長く約16kmあり、面積は74.94 km²です。



市役所の位置	北緯 35度39分
	東経 140度19分
広ぼう	東西 約7.7km
	南北 約16km
	面積 74.94 km ²

2.2 地勢

2.2.1 地形

下総台地の南部に位置する本市は、大きな河川や山はなく、大部分をなす平坦な台地と、それを樹枝状に刻む谷（谷津）から構成されています。

台地面の高度は北部で約40m、南部で約65mとなっており、全体として北側へ傾斜しています。また、茂原から香取にかけて延びる隆起帯（下総台地東部隆起帯）の軸が、市東部を南南西―北北東方向へ延びており、これが印旛沼水系と九十九里側水系との分水嶺となっています。

台地面は畑地や居住地として利用されており、八街駅のある市中心部は台地上に位置しています。起伏が少ない台地面ですが、台地を刻む谷の谷頭から延びる幅が広く浅い谷地形がみられます。

台地を刻む谷沿いの低地は低湿で、主に水田として利用されています。台地面と谷底低地の比高は約20mあり、斜面は主に樹林地となっています。

2.2.2 地質

本市域の下総台地は第四紀層から構成されています。最下位の下総層群成田層は、貝殻の化石や生物活動の痕跡が認められる浅海性から淡水性の泥層や砂層から形成され、ほぼ水平に堆積しています。その上位に、火山灰の風性堆積物からできた関東ローム層（下位から下末吉ローム層、武蔵野ローム層、立川ローム層）がのっています。

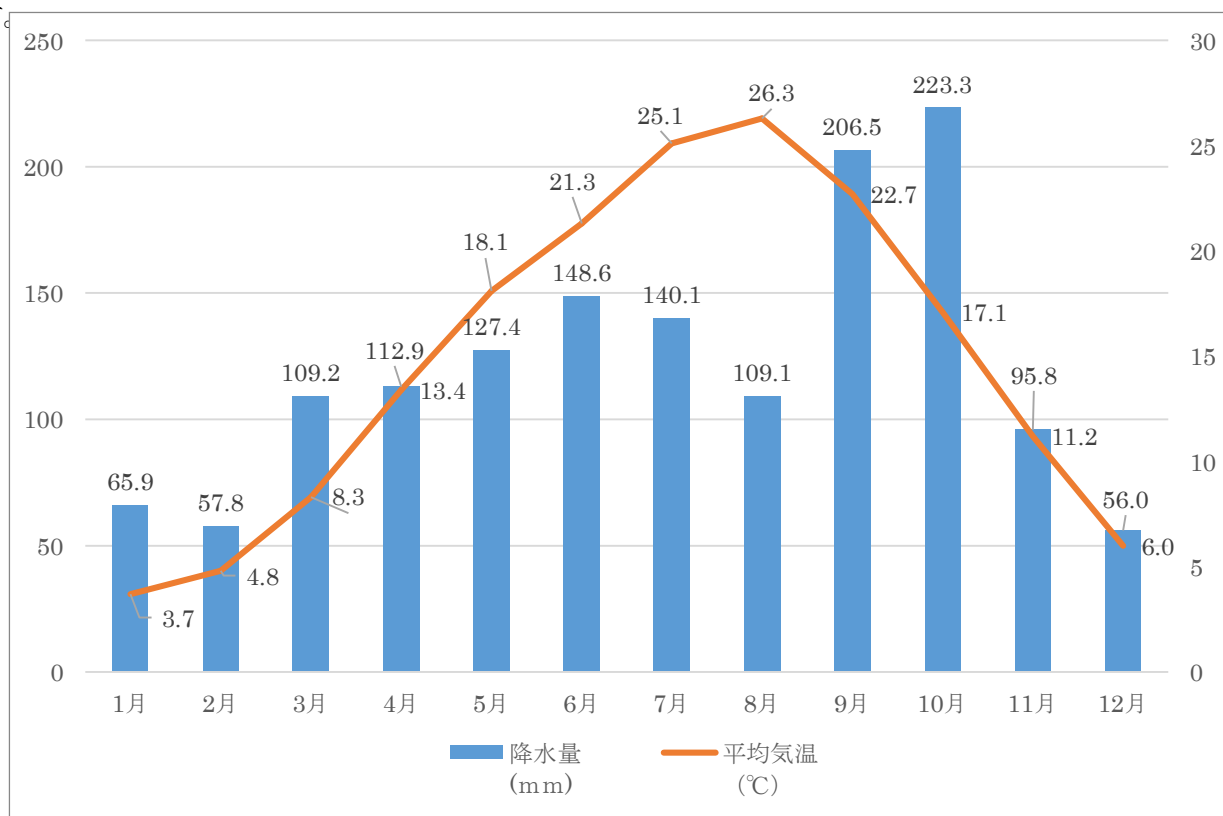
谷底低地は砂、シルト、粘土などの非固結堆積物からなる軟弱地盤です。

2.3 気象

2.3.1 気温・降水量

気象庁アメダス佐倉観測所の気象データ（1991～2020年）によると、本市付近の年間平均気温は14.8℃と概ね温暖ですが、県内では内陸に位置するため、寒暖の差が大きくなっています。

同データによると、降水量の平年値は1455.9mmであり、県内でも雨の少ない地域ですが、8月から10月頃の台風や前線の活動等に伴う1日200mm以上の降水量が複数観測されています。また、台風その他梅雨期の局地的な集中豪雨等によって時間50mm以上の降水量が複数観測されています。

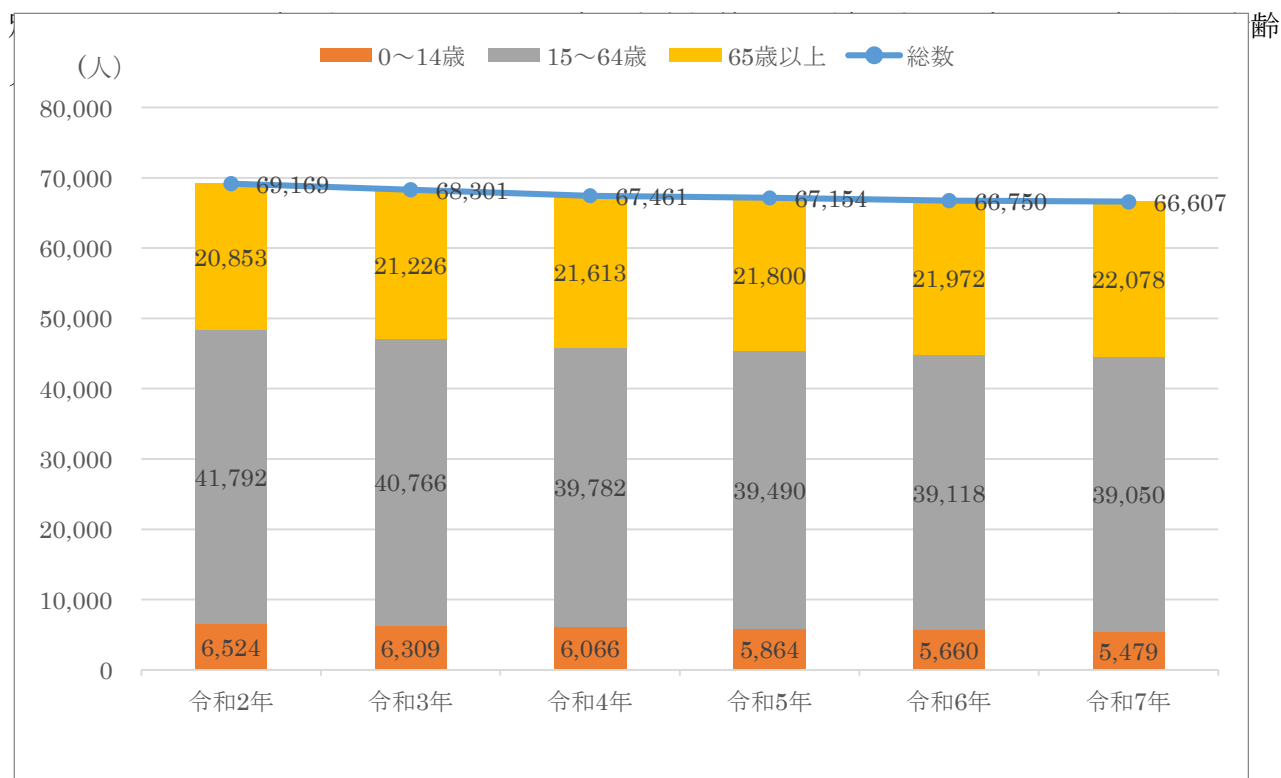


資料：気象庁 佐倉観測所 観測データ

2.4 人口

2.4.1 人口の推移

本市の総人口は、年々減少傾向にあり、令和7年3月31日現在では66,607人です。年齢構成



資料:市民課資料

2.4.2 将来人口の目標

少子高齢化の進行による自然減と転出入のうち転出超過による社会減が進み、基本構想の目標年次である2030年における推計人口は、このまま人口減少が推移すると60,200人と予測されます。

「八街市総合計画2025」においては、各世代の市民が安心して生活できる住環境づくり、特に次世代を担う若年・子育て世代が住みやすい環境、子どもを産み育てやすい環境の整備や産業振興などによる雇用の確保などを進め、さらに市民一人ひとりが、心身ともに生涯にわたって、安全に安心して健やかに暮らすことができる八街市を目指します。

2.5 建物

本市内の建築物棟数は、令和3年6月時点で約36,584棟です。

昭和56年以前の既存建築物は9,337棟でこのうち市有の建築物は72棟、民間建築物は9,337棟です。構造別では、木造が約7,886棟、非木造が約1,451棟となっています。

区分	総数	うち昭和56年以前		
		合計	木造	非木造
市有建築物	278棟	72棟	14棟	58棟
民間建築物	36,306棟	9,265棟	7,872棟	1,393棟
合計	36,584棟	9,337棟	7,886棟	1,451棟

資料：八街市耐震改修促進計画

2.6 土地利用

本市の民有地の総面積は62,681千㎡であり、その土地利用状況は令和6年1月時点で、畑が約52%、宅地が約20%、その他山林や原野、雑種地等が約25%を占めており、台地の広い範囲が畑として利用されています。

	総数	田	畑	宅地	山林	原野	雑種地
面積（千㎡）	62,681	1,786	32,729	12,513	9,222	1,004	5,427
割合	100.0%	2.8%	52.2%	19.9%	14.7%	1.6%	8.6%

資料：八街市統計書

2.7 ライフライン

2.7.1 上下水道

本市の水道は、地下水（自己水源）と利根川水系の表流水（印旛広域水道からの浄水受水）を水源としており、本市の上水道普及率は、令和6年時点で、約53%となっています。

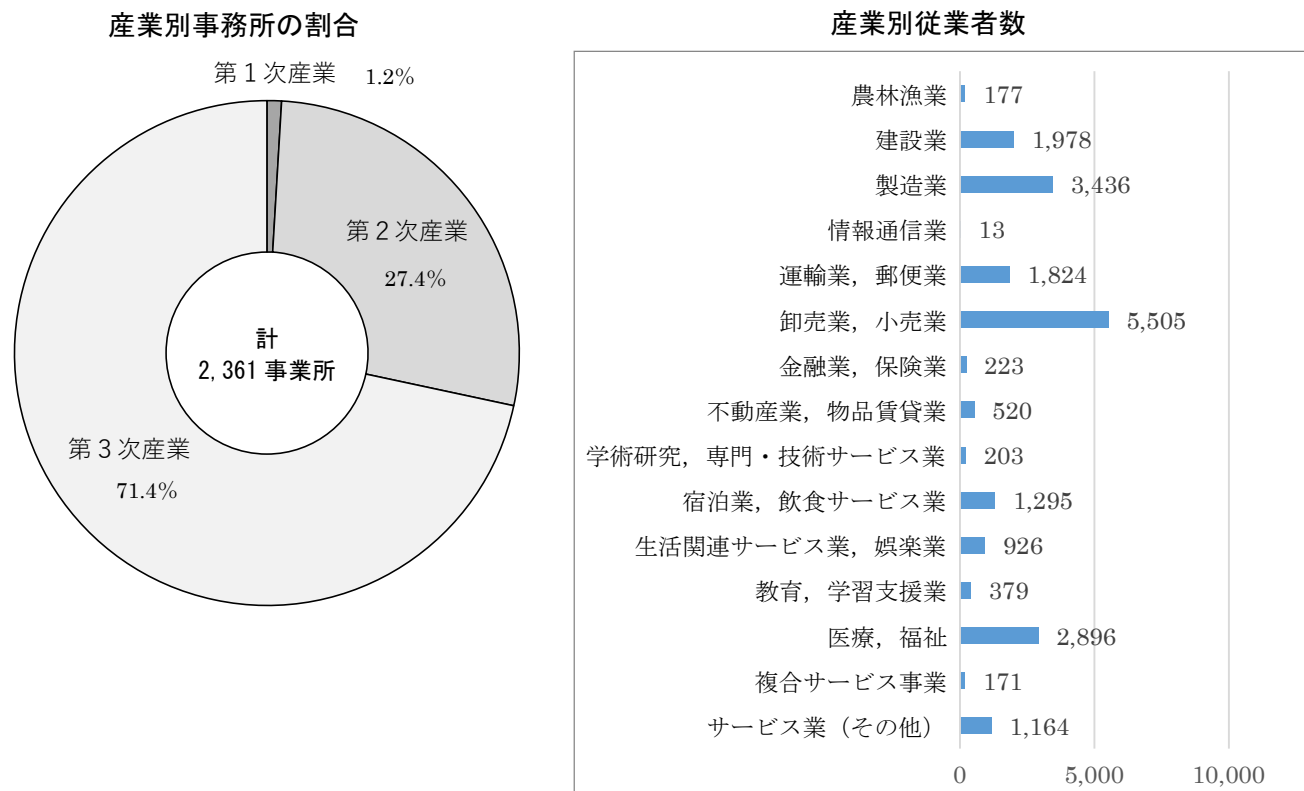
また、本市の汚水処理人口普及率は、令和6年時点で80.4%であり、都市計画決定区域である用途地域内人口あたりの普及率は、89.4%です。なお、用途地域594ヘクタールのうち459ヘクタールが供用開始区域となっています。

2.7.2 電力・ガス

本市における電力は、東京電力等により供給されています。また、ガスは、LPガス（プロパンガス）が主で、一部で都市ガス（東京ガス）が利用されています。

2.8 産業

令和3年経済センサス調査によると、本市の事業所数は2,361事業所であり、第2次産業が27.4%、第3次産業が71.4%を占めています。従業者は20,710人であり、産業別では卸売・小売業が5,505人、製造業が3,436人、医療・福祉業が2,896人となっています。



資料：令和3年経済センサス

2.9 交通

2.9.1 鉄道・公共交通機関

鉄道では、都心と銚子を結ぶJR総武本線が北西－南東方向に通っており、八街駅及び榎戸駅の2駅があります。

また、公共交通機関では、民間による路線バスやコミュニティバス、タクシーがあります。

2.9.2 道路

道路網は、市の南側に千葉東金道路と国道126号が通り、千葉市と銚子市や九十九里町方面への重要な路線となっています。また、「千葉東金道路」のうち、東金インターチェンジから松尾横芝インターチェンジは、東金インターチェンジ（ジャンクション）から2013年の木更津東インターチェンジの開通に伴って、首都圏中央連絡自動車道（圏央道）に変更され、千葉県東部の重要な交通網となっています。市北部は、北から富里酒々井線、千葉八街横芝線、千葉川上八街線などの主要地方道が東西に走り、これと直行して国道409号が南北に通っています。

2.10 過去の災害

2.10.1 地震災害の履歴

これまでに本市に影響を及ぼした地震は、関東地震(1923年)、千葉県東方沖地震(1987年)、東北地方太平洋沖地震(2011年)などが挙げられます。

平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震(東日本大震災)は、マグニチュード9.0の巨大な地震で、太平洋側に大きな津波被害をもたらしました。千葉県でも死者・行方不明者22人、負傷者251人、建物全壊799棟、半壊9,810棟などの被害が発生しました。(消防庁による。平成24年1月11日現在)。本市では震度5弱を観測し、瓦の被害等が多数発生しました。また、津波に伴う福島第一原子力発電所事故により放射性物質の降下が発生しましたが、市内の農作物への被害は軽微でした。

発生年月日	地震名	マグニチュード	最大震度	八街市の震度	八街市の被害の記録
大正12年 (1923年) 9月1日	関東地震	7.9	6 (被害状況から震度7相当)	5 (推定値)	なし
昭和62年 (1987年) 12月17日	千葉県東方沖地震	5.7	5	5 (推定値)	負傷者3名、屋根瓦被害多数
平成17年 (2005年) 4月11日	千葉県北東部地震	6.1	5強	4	なし
平成17年 (2005年) 7月23日	千葉県北西部地震	6	5強	3	なし
平成23年 (2011年) 3月11日	東北地方太平洋沖地震 (東日本大震災)	9 モーメントマグニ チュード	7	5弱	屋根瓦被害多数
平成24年 (2012年) 3月14日	千葉県東方沖	6.1	5強	3	なし
平成28年 (2016年) 5月16日	茨城県南部	5.5	5弱	3	なし
平成31年 (2019年) 5月25日	千葉県北東部	5.1	5弱	3	なし
令和2年 (2020年) 6月25日	千葉県東方沖	6.1	5弱	3	なし
令和3年 (2021年) 2月13日	福島県沖	7.3	6強	4	なし
令和3年 (2021年) 3月20日	宮城県沖	6.9	5強	3	なし
令和3年 (2021年) 10月7日	千葉県北西部	5.9	5強	3	なし
令和4年 (2022年) 3月16日	福島県沖	7.4	6強	4	なし
令和5年 (2023年) 5月11日	千葉県南部	5.2	5強	3	なし
令和5年 (2023年) 5月26日	千葉県東方沖	6.2	5弱	3	なし
令和6年 (2024年) 3月1日	千葉県東方沖	5.3	4	3	なし

資料：八街市防災アセスメント調査(平成30年)、八街市地域防災計画(平成31年)、気象庁震度データベース

2.10.2 風水害の履歴

近年の風水害記録によると、令和元年の台風15号、19号の影響による家屋損壊や長期の停電被害並びに10月25日の大雨による多くの浸水被害等が発生しており、谷底平野を開発した地域や台地上の浅い谷で浸水被害や道路冠水等の被害が発生しています。平成10年以降に市内で発生した風水害の履歴を次の表に示しています。

また、大きな被害は報告されていませんが、竜巻の発生も報告されています。

年	月日	種別	総雨量 (mm)	時間最大雨量 (mm)	被害状況
平成10年 (1998年)	9月16日	台風5号			道路冠水5箇所
平成13年 (2001年)	10月10日	豪雨	222	44	道路冠水21箇所(うち床下浸水3棟)、 水路冠水1箇所、 住宅浸水1棟(うち床下浸水8棟)
平成14年 (2002年)	9月8日	大雨	16.5	9	冠水4箇所
	9月30日 ～10月1日	台風21号	89.5	9	道路冠水10箇所、水路氾濫1箇所、 土砂流出1箇所
	10月7日	降雨	33	9	道路冠水3箇所、水路氾濫1箇所
	10月16日	降雨	21	19	道路冠水1箇所、水路氾濫1箇所、 土砂流出2箇所、碎石流出2箇所
平成15年 (2003年)	8月5日	集中豪雨	31	16	道路冠水8箇所(うち床下浸水1棟)、 畑冠水1箇所、敷地冠水1箇所、 土砂流出1箇所
	8月15日	集中豪雨	238	18	道路冠水10箇所、敷地内冠水1箇所、 遊水池1箇所、水路1箇所
	9月21日～22日	降雨	109	8	道路冠水1箇所
平成16年 (2004年)	5月20日～21日	降雨	70.5	8	冠水5箇所
	9月4日～5日	集中豪雨	157.5	48	冠水2箇所、 法面くずれ8箇所(うち6箇所崩壊)、 路肩くずれ3箇所(うち1箇所崩壊)
平成17年 (2005年)	6月22日	梅雨前線	41.5	10	道路冠水7箇所、敷地内冠水1箇所、 水路氾濫1箇所
	7月26日	台風7号	76.5	14	道路冠水4箇所
	8月23日	雷雨伴う大雨	30	11	被害の詳細不明
平成18年 (2006年)	1月14日	集中豪雨	95	23	床下浸水2棟、道路冠水6箇所、 水路氾濫1箇所、土砂流出52箇所
	10月6日	大雨	211.5	13.5	道路冠水4箇所
平成19年 (2007年)	7月14日～15日	梅雨前線 台風4号	154	29.5	道路冠水8箇所、法面崩壊3箇所、 土砂流出2箇所
	9月6日～7日	台風9号	98.5	23.5	道路冠水4箇所
	9月12日	集中豪雨	103.5	39	道路冠水15箇所、床下浸水2棟、 敷地内浸水2箇所、土砂流出11箇所、 水路氾濫3箇所
平成20年 (2008年)	5月20日	台風4号	40.5	13.5	道路冠水2箇所
	8月5日	集中豪雨	90	81	冠水17箇所、土砂流出9箇所
	8月29日	集中豪雨	150.5	52	道路冠水10箇所、道路損壊等6箇所、 土砂流出等13箇所
	8月30日	集中豪雨	25	18.5	道路冠水3箇所、道路損壊4箇所、 土砂流出18箇所
	9月19日～20日	秋雨前線 台風13号	89.5	23.5	道路冠水7箇所、土砂流出3箇所
	9月21日	大雨	44	17.5	道路冠水2箇所、土砂流出1箇所
平成21年 (2009年)	8月10日～11日	台風9号	86	31	冠水6箇所、道路破損1箇所、 土砂流出8箇所
	10月14日	雷雨	34.5	19	道路冠水1箇所、土砂流出10箇所
	10月26日～27日	台風20号	90	17.5	道路冠水7箇所
平成22年 (2010年)	6月23日	梅雨前線	28	20.5	道路冠水5箇所
	9月8日～9日	台風9号	75	28.5	冠水7箇所
	9月13日	雷雨	27	23.5	土砂流出12箇所
	9月16日	大雨	56	17.5	冠水8箇所

年	月日	種別	総雨量 (mm)	時間最大雨量 (mm)	被害状況
平成22年 (2010年)	9月28日	降雨	141	17	冠水2箇所
	10月9日～10日	連続降雨	113	21.5	冠水2箇所、路肩損壊1箇所、 土砂流出6箇所
	11月1日	大雨	85	51.5	床下浸水2棟、敷地内浸水2箇所 道路冠水7箇所、土砂流出29箇所
	12月3日	大雨	69.5	23.5	冠水2箇所、土砂流出19箇所
	12月22日	大雨	80.5	32.5	冠水14箇所、土砂流出49箇所
平成23年 (2011年)	6月13日	降雨	39	12	道路冠水4箇所、道路損壊1箇所、 土砂流出2箇所
	9月20日～21日	台風15号	137.5	21	道路冠水8箇所
平成24年 (2012年)	2月7日	降雨	44	18	道路冠水6箇所
	5月10日	降雨	27.5	24.5	道路冠水6箇所、土砂流出3箇所
	8月18日	降雨	30	25	道路冠水6箇所
平成25年 (2013年)	11月6日	大雨	46	19	道路冠水4箇所、土砂流出2箇所
	4月3日	大雨	66.5	22	道路冠水4箇所
	9月15日～16日	降雨	11	6	倒木8箇所、土砂5箇所 その他2箇所（フェンス倒壊、建物屋根材飛
平成26年 (2014年)	10月15日～16日	台風26号	306	39.5	道路上浸水6件・床下浸水61件、 停電1,850件、道路崩壊1箇所
	2月9日～10日	大雪			倒木10箇所、電線破損5箇所
	2月14日～15日	集中豪雨	142	23.5	道路冠水1箇所、倒木1箇所、 土砂流出1箇所
	2月5日	降雪			降雪 2～4cm
	10月5日～6日	台風18号	176.5	19.5	倒木14箇所、冠水8件
平成27年 (2015年)	10月13日～14日	台風19号	17	4.5	倒木2箇所、穴ぼこ2件
	7月3日	大雨	74	35	冠水9箇所
	8月20日	竜巻または 漏斗雲		Fスケール不明	-
平成28年 (2016年)	12月11日	暴風雨	18.5	4.5	倒木5箇所
	4月4日	大雨	28	13.5	道路冠水6箇所
	5月17日	大雨	48	11.5	冠水2箇所
	8月16日～17日	台風7号	69.5	14.5	土砂流出2箇所
	8月22日	台風9号	98.5	22.5	道路冠水、倒木、穴ぼこ
	8月24日	大雨	63	53.5	道路冠水
	8月29日～30日	台風10号	29.5	8.5	倒木4箇所、倒竹5箇所
平成29年 (2017年)	9月13日	台風13号	40	17	冠水、土砂、道路破壊
令和元年 (2019年)	7月4日	台風3号	19.5	6	倒木1箇所
	9月9日	台風15号	135.5	37.5	全壊10棟、大規模半壊11 棟、半壊70棟、一部損壊 2,789棟、道路冠水26箇所、土砂流出78箇所 倒木等による長期停電
	10月12日	台風19号	131	17	
令和5年 (2023年)	10月25日	大雨	248	52.5	大規模半壊1棟、半壊9棟、一部損壊53棟、 床上浸水37棟、床下浸水20棟、その他浸水6 棟、がけ崩れ5箇所、道路冠水91箇所、土砂 流出81箇所、倒木9箇所、通行止め24箇所
	9月8日	台風13号	226	47	道路冠水34箇所、通行止め12箇所、 床上浸水2棟・床上浸水5棟、 路肩崩れ1箇所、土砂崩れ1箇所

※降雨量 斜字は気象庁アメダス佐倉観測所のデータ、その他は市の資料
竜巻等 気象庁のデータベース

資料：八街市防災アセスメント調査（平成30年）、八街市資料

2.11 想定される災害

2.11.1 地震災害の想定

千葉県は、過去に県内に大きな被害をもたらした地震や今後の地震の発生確率等をふまえて、近い将来(今後約100年程度)県内に大きな被害をもたらす可能性の高い、東京湾北部地震、千葉県東方沖地震及び三浦半島断層群による地震の三つの地震を想定した地震被害想定調査を平成19年度に、大正型関東地震、千葉県北西部直下地震を想定した被害想定調査を平成26・27年度に実施しました。

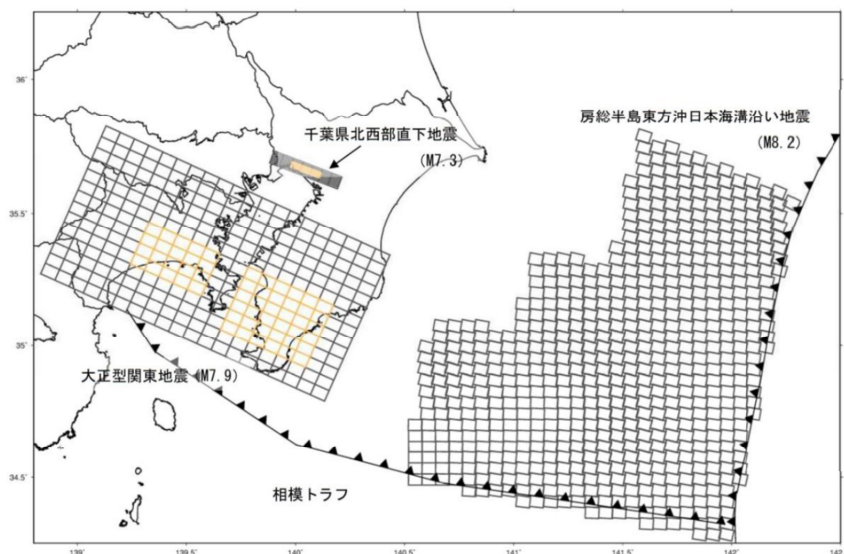
平成26・27年度の地震被害想定調査において、県下全域でマグニチュード7クラスの地震が同時に発生した場合の最大震度を予測し、本市ではすべての地点で最大震度が6強となっています。マグニチュード7クラスの地震が全域で同時に発生する可能性は低いものの、市内のどの場所でも震度6強の揺れが発生する可能性があることを踏まえて耐震対策を進める必要があります。

なお、八街市における地震による小学校区ごとの被害予測は、資料編7.3に示しています。

千葉県に大きな影響を及ぼす地震

地震名	Mw	タイプ	概要	30年以内発生確率
千葉県北西部直下地震	7.3	プレート内	防災・減災対策の主眼に置く地震	70%
大正型関東地震	7.9	プレート境界 (相模トラフ沿い)	長期的視野に立った対策を実施する地震	0~2%
房総半島東方沖日本海溝沿い地震	8.2	プレート境界 (日本海沿い)	東北地方太平洋沖地震の割れ残り領域で、津波被害を想定する地震	7%
防災リスク対策用地震 (プレート内一律)	7.3	プレート内	地域の防災リスクを考 えるための地震	70%
防災リスク対策用地震 (地殻内一律)	6.8	活断層		

資料：八街市防災アセスメント調査（平成30年）



千葉県で想定される地震の震源断層モデル

2.11.2 風水害の想定

本市における過去の水害や土砂災害、風害（竜巻）の被害については、2.10.2 風水害の履歴でとりまとめたとおりです。災害履歴によると、八街市では、大きな水害や土砂災害の発生は無いものの、段丘崖における土砂災害や土砂流出、周辺よりも低い地域での排水不良による浸水被害等が毎年のように発生しています。過去の風水害履歴や県が指定する土砂災害警戒区域等をもとに、市域の風水害による危険性を把握しました。

なお、八街市における風水害による被害予測は、資料編 7.3 に示しています。

(1) 土砂災害

市域には、92 箇所土砂災害警戒区域（資料編 7.4 参照）が分布し、いずれも急傾斜地の崩壊（がけ崩れ）が想定され、危険が想定される区域の住民に対しては、がけ崩れの危険性や避難先の検討などについての説明会が開催されています。これらの崖（急傾斜地）は、台地の低地の境に分布しており、過去の台風や大雨時には、がけ崩れや土砂の流出が発生しています。

(2) 水害の危険

市内には大きな河川は流れていないため、大規模な洪水は想定されていません。しかし、局所的な豪雨により、小河川の氾濫あるいは排水不良による浸水被害の可能性があります。過去の豪雨の際にも、排水不良による浸水被害が発生しています。また、宅地の開発により、これまでは農地等として利用されていた低地に住宅が建ち、新たな被害をもたらす可能性があります。

(3) 風害（竜巻）の危険

近年の記録によると、市内では平成 8 年 7 月 5 日及び平成 27 年 8 月 20 日に竜巻あるいは竜巻様の突風の記録があります。平成 8 年の竜巻では建物への被害も発生しています。竜巻の発生を予測することは難しいですが、竜巻発生前には、次のような前兆が報告されています（気象庁ホームページ）。

- ◇ 雲の底から地上に伸びる漏斗状の雲を見た。
- ◇ 飛散物が筒状に舞い上がるのを見た。
- ◇ ゴーという音がしたのでいつもと違うと感じた。
- ◇ 気圧の変化で耳に異常を感じた。

3.計画の目標

3.1 基本目標

本計画では、国・県計画との調和を図り、以下の4項目を基本目標とします。

- I 人命の保護が最大限図られること
- II 市および社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- III 市民の財産および公共施設に係る被害の最小化
- IV 迅速な復旧復興

3.2 事前に備えるべき目標

大規模地震および風水害の発生を想定し、基本目標を具体化した以下の8つの「事前に備えるべき目標」を設定します。

- 1 直接死を最大限防ぐ
- 2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する
- 3 必要不可欠な行政機能は確保する
- 4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する
- 5 経済活動を機能不全に陥らせない
- 6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる
- 7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない
- 8 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

4.脆弱性の評価

4.1 リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）

8つの「事前に備えるべき目標」を達成するため、本市の実情に応じて、35の「リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）」を次のとおり設定します。

事前に備えるべき目標		リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）	
1	直接死を最大限防ぐ	1-1	住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生
		1-2	密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生
		1-3	異常気象等による市街地等の浸水
		1-4	大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生
2	救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	2-1	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止
		2-2	自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
		2-3	想定を超える大量の帰宅困難者の発生、混乱
		2-4	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺
		2-5	被災地における疫病・感染症等の大規模発生（新型コロナウイルス等を含む）
		2-6	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生
3	必要不可欠な行政機能は確保する	3-1	被災による警察機能の大幅な低下による治安の悪化及び信号機の全面停止等による重大交通事故の多発
		3-2	市の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
4	必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	4-1	防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止
		4-2	テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態
		4-3	災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態
5	経済活動を機能不全に陥らせない	5-1	サプライチェーンの寸断等による地元企業の生産力低下
		5-2	エネルギー供給の停止による、社会経済活動・サプライチェーンの維持への甚大な影響
		5-3	基幹的陸上交通ネットワークの機能停止
		5-4	食料等の安定供給の停滞
6	ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	6-1	電力供給ネットワーク（発電電所、送配電設備）や都市ガス供給、石油・LPガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止
		6-2	上水道等の長期間にわたる供給停止
		6-3	汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止
		6-4	地域交通ネットワークが分断する事態
		6-5	防災インフラの長期間にわたる機能不全

事前に備えるべき目標		リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）	
7	制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	7-1	地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生
		7-2	沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞、地下構造物の倒壊等に伴う陥没による交通麻痺
		7-3	防災インフラ等の損壊・機能不全による二次災害の発生
		7-4	有害物質の大規模拡散・流出
		7-5	農地・森林等の被害拡大
8	社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-2	復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態
		8-3	広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-4	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失
		8-5	事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態
		8-6	風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による地域経済等への甚大な影響

4.2 施策分野

国・県計画で設定された施策分野を参考とし、本市の強靱化に関する個別施策分野及び横断的施策分野を次のとおり設定します。

個別施策分野	①行政機能/防災・消防等
	②住宅・都市
	③保健医療・福祉
	④環境・エネルギー
	⑤交通・物流
	⑥情報通信
	⑦産業・農林水産
横断的施策分野	⑧リスクコミュニケーション
	⑨老朽化対策
	⑩少子高齢化対策

4.3 脆弱性の評価

「リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）」を回避するため、現在実施している施策の進捗状況を把握し、現状を改善するために何が課題であり、今後、どのような施策を導入すべきかについて分析・整理しました。リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）ごとの脆弱性の評価結果は、資料編 7.1「脆弱性評価結果」のとおりです。

また、脆弱性の分析・評価の結果におけるポイントは次のとおりです。

- ハード対策とソフト対策の適切な組み合わせ

ハード整備に依存した防災対策では限界があることから、ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせ、施策を推進していく必要があります。

- 多様な主体との連携

本市の国土強靱化にかかる施策を効果的に実施するためには、国、県、地域住民、民間事業者等の多様な主体との情報共有や連携を強化する必要があります。

5. 施策分野別の推進方針

5.1 推進方針

脆弱性評価の結果に基づき、国土強靱化を推進するため、施策分野別の推進方針を次のとおり示します。

個別施策分野

① 行政機能/防災・消防等

(公共施設の災害対応力の向上)

- 防災拠点となる市庁舎、学校等公共施設の防災設備や災害対応マニュアル等の整備を進めるとともに、防災訓練を通じて避難誘導體制を構築するなど、災害対応力の向上を図る。

(市民への防災意識啓発)

- ハザードマップや広報やちまたなどの広報資料・ホームページ等を通じて、各地域における被害想定や危険度、各家庭における災害への備えについて普及・啓発する。
- 各地区で実施される防災訓練を推進し、市民一人ひとりの防災意識の向上を図る。

(地域防災力の強化)

- 地域における防災の取組を推進するため、自主防災組織の結成を促進し、日頃から防災知識の習得や防災訓練を継続的に行うなど、災害時における協力体制の構築を図る。
- 自治会や自主防災組織等による地区防災計画の作成を促進し、防災訓練の指導や活動資機材の購入などにかかる費用の助成を行うなどの支援を通じて、活動の強化を図る。
- 消防団活動拠点施設や各分団に配備している消防車を計画的に整備することにより地域消防力の充実を図る。

(防災機能の整備)

- 消防水利（耐震性貯水槽、消火栓）、防災備蓄倉庫等の整備や防災資機材の適正な管理を推進するとともに、防災上特に重要な建築物などにおける防災機能の強化を図る。
- 指定避難所における避難所生活の充実を図る。

(消防人材の強化)

- 消防機関等と連携し、消防団員の能力等の向上を図るとともに、地域の消防団への入団を促進する。
- 新たな消防団活動の担い手である「八街市消防団女性消防班」や消防団を引退した方向けの「機能別団員」制度などにより、消防人材の確保を図る。

(避難所での良好な生活環境確保に向けた整備の推進)

- 災害対策基本法、避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針に基づき、避難所整備を推進する。
- 新型コロナウイルス等の感染症が流行している状況においては、避難所等での感染症拡大防止のため、可能な限りの密閉・密集・密接の回避、マスク等の着用や消毒液使用の徹底を図る。

(非常用物資の備蓄促進)

- 防災拠点における公的備蓄およびその適正管理を進める。
- 地域や家庭、事業所等における非常食や飲料水、生活及び感染防止必需品等の備蓄、防災グッズの準備を促進するため、広報紙・パンフレット等により啓発する。

(帰宅困難者対策の推進)

- 公共交通機関等の被災に伴う機能停止により、帰宅困難者が発生した場合に備え、県や災害時応援協定を結ぶ事業者等と連携して、帰宅困難者の受け入れに必要な一時滞在施設の確保や施設における飲料水、食料等の備蓄などの対策を促進する。

(関係行政機関等との連携体制の整備)

- 国や県、関係機関、近隣自治体、民間事業者等と平時から情報を共有するほか、各種訓練等を通じ、連携体制の整備、強化を図る。
- 災害時応援協定・覚書締結先等からの応援部隊が効率的に活動を実施できるよう、受け入れ窓口・指揮連絡系統の明確化等についてのマニュアルの整備を促進する。

(市の業務継続に必要な体制の整備)

- 災害発生時においても、業務継続の実効性のある体制を確保するため、必要な人員や資源の継続的な確保、受援体制の強化、定期的な教育等の実施、防災訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直しを行う。

(被災者の生活再建支援)

- 国、県と連携し、大規模な自然災害により、生活基盤に著しい被害を受けた世帯の生活再建を支援する。
- 早期の被災者支援のため、罹災証明書の迅速な交付体制を整備する。
- 災害発生時における被災者の住まいを確保するため、応急仮設住宅等を円滑かつ迅速に供給する。

(防犯意識の向上と活動推進)

- 災害時の治安の悪化を防止するため、平時から防犯啓発運動などにより防犯意識の向上を図り、自主防犯組織の設立や防犯パトロールなどの活動を支援するほか、関係機関との連携により地域防犯体制の確立を図る。

(防犯設備の設置)

- 地域の防犯体制を強化するため、防犯カメラ、市内防犯灯のLED化など防犯設備の整備を促進する。

(応急給水設備等の整備)

- 災害時においても計画的に応急給水活動を行うため、応急給水拠点の確保や資機材等の整備を推進するとともに、飲料水の安全を確保するため、点検や清掃等の適切な維持管理を行う。

② 住宅・都市

(都市計画マスタープランに基づく適正な土地利用の推進)

- 都市計画マスタープラン、市の基本構想、基本計画（総合計画）や都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（区域マスタープラン）に基づき、目指すべき将来都市像に実現のため広域的な視点から秩序ある土地利用の調整を図る。

- 災害に強いまちづくりに向け、地域住宅計画に基づく事業の中で公営住宅整備事業等、住環境整備事業の中で住宅・建築物安全ストック形成事業を促進する。また、市街地整備事業においては宅地耐震化推進事業の推進を図り、造成宅地における液状化等による被害を軽減するための事業を検討する。

(住宅・建築物及び宅地の耐震化)

- 住宅の耐震化を促進するため、耐震性能が低いとされる在来木造住宅（平成12年5月以前に着工、完了）に対する耐震診断・改修を促進する。
- 宅地の耐震化を促進するため、大規模盛土造成地ごとの危険度等を調査し、適切な情報提供を推進する。
- 建築物の耐震化を促進するため、多数の者が利用する民間特定建築物や避難路沿道建築物など、耐震診断義務付け建築物等に対する耐震診断・改修を促進する。
- 避難路等に面する民間ブロック塀等の撤去や改修を促進する。

(空き家対策の推進)

- 災害発生時の倒壊による道路の閉塞や火災発生などを防止するため、空き家の所有者などに対して適正に管理するよう指導するなど、空き家対策を推進する。

(公園緑地の整備)

- 延焼防止効果を向上させるため、公園緑地の計画的な配置・整備や維持管理をするとともに、災害時の安心・安全な避難環境の確保を図る。
- 災害時の避難場所や活動拠点となる公園等において、適切に維持管理を進めるとともに、防災機能の充実を図る。

(市道の整備)

- 市道の舗装補修など計画的な整備を行い、適切な維持管理を図る。

(河川の整備)

- 台風や集中豪雨などに起因して発生する水害から市民の生命、身体、財産を守るため、河川施設や水路の耐震化及び改修整備等を計画的に進める。

(浸水対策の推進)

- 雨水幹線や排水施設の計画的な整備・補修・更新を行い、適切な維持管理を図る。

(上水道施設の防災対策の推進)

- 災害時においても水道を安定的に供給するため、中長期的な視点で、老朽管や老朽施設の更新、災害に強い水道施設の整備を計画的に推進する。

(下水道施設の防災対策の推進)

- 被災時における迅速な下水道機能の回復や災害発生時における継続的な事業体制を構築するため、下水道業務継続計画（BCP）を整備するとともに、下水道施設の長寿命化および耐震化を進める。

(浄化槽の管理体制の整備)

- 合併処理浄化槽の設置を促進するとともに、災害発生時における浄化槽の躯体の損壊、槽内装置の故障等被災状況を把握するため、県と連携して浄化槽の管理状況についての把握を進める。

③ 保健医療・福祉

(災害医療体制の充実)

- 災害発生時における医療救護活動を円滑に行うため、県や近隣自治体、医療関係団体等と平時から情報を共有し、各種訓練等を通じて連携強化を図る。
- 災害発生時の医療機関の被災、ライフラインの稼働状況や患者受け入れなどの医療情報を収集・共有するため、市内病院や診療所の広域災害救急医療情報システム（EMIS）への登録を促進する。
- 医療機関において、非常用発電機の整備や自立・分散型エネルギーの導入等を促進する。

(新型インフルエンザ等感染症の発生とまん延の防止)

- 新型インフルエンザ等感染症の発生・まん延を防ぐため、平時から予防接種を促進するとともに、保健所等を拠点として、県や近隣自治体と連携し、医療機関の確保、防疫活動、保健活動を実施する。
- 避難所等における消毒液やグローブ、マスク等の備蓄を推進する。
- 新型インフルエンザ等感染症に関する正しい知識や予防方法等について、様々な媒体を用いて情報発信する。
- 新型インフルエンザ等感染症が流行している状況においては、被災地・避難所等での感染症拡大防止のため、在宅避難の推進やより多くの避難先の確保に取り組むとともに、避難所等における感染症対策を講じる。

(要配慮者避難対策の推進)

- 高齢者、障がい者、乳幼児などの要配慮者の避難のための支援体制構築、避難行動要支援者の避難のための個別計画策定などの体制整備を推進する。
- 指定避難所における要配慮者の受け入れ体制の整備を図る。
- 避難生活の中で二次的な被害（状態の重度化、関連死など）の発生を防ぎ、避難生活終了後も被災者が日常生活に円滑に移行できるよう、関係機関と連携を図る。

(福祉避難所の機能強化)

- 高齢者や障がい者、乳幼児などの要配慮者が日常的に利用する福祉施設について、災害時において、要配慮者が安心して生活できる福祉避難所として活用できるよう、耐震化等を進めるとともに、備蓄品の整備や連絡体制の構築などの機能強化を支援する。

(要配慮者施設の安全確保計画の推進)

- 利用者の迅速かつ円滑な避難の確保が必要な要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設等）における避難確保計画や訓練の推進を図る。

④ 環境・エネルギー

(災害時のエネルギー供給のための体制整備)

- 石油関係団体等との応援協定締結に基づき、優先供給を行う災害対応上の重要施設や災害応急対策車両等の選定を行うなど、エネルギーの調達、供給体制の整備を進める。

(自立・分散型エネルギーシステムの導入支援)

- 災害発生時の生活・経済活動継続等に必要最低限のエネルギーを確保するため、公共施設や家

庭、事業所等における自立・分散型エネルギーシステムの導入を推進する。

(有害物質等対策の推進)

- 水質汚濁防止法等の公害関係法令の適用を受ける工場等からの災害発生時における有害物質等の大規模流失・拡散等を未然に防止するため、関係機関と連携し、有害物質等を排出するおそれのある工場等への立入調査や、講習会等を通じた啓発を行う。
- 毒物劇物取扱施設への立入検査や、油の流失の未然防止及び対応について、関係機関と連携し、事業者への助言等を行う。
- 危険物、高圧ガス、火薬類による災害の発生および拡大を防止するため、関係機関と連携し、危険物、高圧ガス、火薬類を取り扱う事業者への立入調査等を通じて、自主保安体制の強化や緊急時体制の整備を促進する。

(災害廃棄物処理体制の整備)

- 災害廃棄物処理基本計画及び地域防災計画に基づき、組織体制を構築する。
- クリーンセンター長寿命化総合計画に基づき、計画的に修繕を実施しながら、施設の延命化を図る。

(環境に配慮した水道事業経営の検討)

- 太陽光発電等の再生可能エネルギーの利用促進などにより、災害に強く環境に配慮した水道事業運営を検討する。

⑤ 交通・物流

(主要幹線道路等ネットワークの整備)

- 広域道路網が分断されないよう、国や県、近隣自治体と連携し、主要幹線道路等ネットワークの整備及び維持管理を行う。

(緊急輸送道路等ネットワークの整備)

- 防災拠点などを結ぶアクセス道路や緊急輸送道路を中心とした道路ネットワークを計画的に整備するとともに、大雨冠水対策等を実施する。
- 災害時の応急活動用資機材等の円滑な輸送を行うため、道路交通管理体制を整備する。

(交通ネットワークの整備)

- 自然災害等による障害発生時に、一部の区間の途絶が全体の機能不全につながらないように、民間交通事業者や関係機関と連携し、公共交通や徒歩・自転車などを含めた多様な交通ネットワークを構築する。

(道路の防災対策)

- 道路施設の計画的な補修・更新を行い、適切な維持管理を図るとともに、落石や斜面崩壊などのおそれのある箇所での落石防止柵、法面保護等の災害防止対策を進める。

(道路橋梁の耐震化)

- 災害時の救援活動、物資輸送に資する交通施設の分断を防ぐため、道路橋梁の耐震化を進める。

(交通安全対策)

- 発災後に発生する渋滞、事故の状況を迅速に把握し、的確な交通規制に活用するとともに、停電等による信号機の停止が原因となる交通渋滞、交通事故を回避するため、国、県、警察等と連携

を図る。

(道路啓開体制の整備)

- 災害発生後の道路交通情報を的確に把握するとともに、迅速な道路啓開に向けて、関係機関の連携等により、装備資機材の充実、情報収集・共有、情報提供など必要な体制整備を図る。

⑥ 情報通信

(行政情報基盤の防災機能の強化)

- ネットワーク通信拠点の被災により業務継続上必要となる機能（住民向け情報、庁内管理情報等）が利用できなくなるリスクを軽減するための対策を進める。
- 災害時の停電に備え、バッテリー、自家発電設備等の整備を進めるとともに、通信設備の耐災性の強化を図る。

(災害関連情報の収集・伝達体制の整備)

- 災害関連情報を迅速かつ正確に収集・伝達するため、関係機関と連携し、効率的な情報共有を図る。

(情報発信体制の整備)

- 防災行政無線やLアラート、防災ポータルサイト、防災メール、SNS、コミュニティFM等、多様な手段による災害関連情報の発信体制を整備する。
- 高齢者や障がい者、外国籍の方などを想定した防災情報の提供体制を整備する。
- 発災時のアクセス集中等によるシステムダウン対策を進めるとともに、防災拠点や避難所などの通信手段確保のため、Wi-Fiの整備を進める。
- 災害発生時において、被害状況や地域の商品・サービスの品質への影響などについて、正確な情報を迅速に発信する。

⑦ 産業・農林水産

(企業の基盤強化の促進)

- 災害時の被害軽減に備え、商工会議所などの関係機関と連携し、企業の老朽化した施設・設備の更新や補強を支援し、企業の基盤強化を促進する。

(農地・農業水利施設、農業用調整池等の管理)

- 農地の持つ雨水貯留や土壌流出防止などの機能を保持するため、農地中間管理事業を活用した農地の集積・集約化による耕作放棄地の解消及び農地基盤整備事業を活用した優良農地化などを進める。
- 農業水利施設の機能診断等を通じ、計画的な整備、補修及び更新を推進する。
- 農業者や農業水利施設を保全管理する地域の共同体に対する支援、農業を通じた交流等を推進する。
- 関係機関と連携し、農地や農業用ハウス等の災害対応強化に向けた支援を行う。
- 流域の排水処理に支障がでないよう、関係自治体、関係機関と連携し、農業用調整池の維持管理を行う。

(鳥獣被害の防止の取組の推進)

- 食料の生産基盤となる農地の保全や安定的な農業経営のため、広域的な鳥獣被害防止の対策を推進する。

(食料の安定的な供給体制に必要な施設整備等の支援)

- 災害時においても食料を安定的に供給できる体制づくりのため、平時から地理的条件を活かした販路の拡大や地元産品のPRを推進するとともに、農地や農業関連施設の整備等を支援する。

(森林整備・保全活動の推進)

- 土砂災害の防止等、森林の持つ公益的機能の維持・発揮を図るため、「八街市森林整備計画」に基づく適正な森林整備・保全活動を推進する。

(異常渇水等対策の推進)

- 夏期の異常高温による渇水等、近年の気候変動により増大する気象リスクについての情報提供に努める。
- 気候変動に対する農作物への影響を最小限に抑えるため、平時より関係機関との連携を図り、対策を推進する。

(文化財保護の防災対策)

- 文化財及び文化財周知用立看板の日常的な維持管理に基づいた予防保全型の計画的な保存修理を推進するとともに文化財の耐震化、防災設備の整備等を実施する。
- 災害時における被害状況の収集のため、有形無形文化財の調査・記録・デジタル化の充実を図る。
- 防災活動の啓発を通じて、文化財所有者等による文化財の適切な防災活動を支援する。

横断的施策分野

⑧ リスクコミュニケーション

(自助・共助の取組の強化)

- 女性、高齢者、子ども、障がい者、外国籍住民等への配慮を含めた住民同士の助け合い・連携を強化するとともに、市民による避難所運営委員会の活動等を支援する。
- 災害対策コーディネーターの養成を促進するなど、地域の防災リーダーとなる人材を育成する。
- 消防団、民生委員児童委員、小中高等学校、地域のボランティア等による防災ネットワークづくりを促進する。

(防災教育・学習の充実)

- 各学校において、訓練等を通じて、自らの安全確保はもとより、他者や地域に対して役に立つ防災教育を進める。
- 過去の災害に関する調査結果や資料を広く市民に公開するとともに、公民館等において、防災に関する学習機会を提供する。

(災害時応援協定締結団体等との連携強化)

- 災害発生時の物資や復旧・復興のための人材等の確保を図るため、新たな関係団体との災害時応援協定の締結に向け協議・調整を行う。
- 既に応援協定を締結している団体等との連絡や情報交換を定期的に行い、必要に応じて協定内容を見直すなど連携体制の強化を図る。

(人的支援の受け入れ体制の整備)

- 警察・消防・自衛隊等の救援部隊を円滑に受け入れるため、受援計画の作成、継続的な見直しを行い、人的支援の受け入れ体制を整備する。
- 災害ボランティアセンターと連携し、大規模災害時におけるボランティアの円滑な募集、受け入れ体制を整備する。
- 災害ボランティアに関する情報提供、相談、登録、マッチング等の実施により、災害ボランティア活動が円滑となるよう、平時から社会福祉協議会、ボランティア団体、NPO等関係機関との連携を図る。

(建設産業の担い手育成・確保)

- 発災時に建設産業の各種団体との応急業務協定が有効に機能するよう、防災訓練等を実施することにより、協定に基づく対応強化を図る。
- 地域に精通した事業者によるインフラ整備や災害発生時の復旧・復興、道路啓開等を行えるよう建設産業の担い手の育成・確保を図る。

⑨ 老朽化対策

(公共施設の耐震化・公共施設内設備等の適切な管理・修繕・更新)

- 災害発生時における被害を軽減するため、公共施設の耐震化・不燃化対策を推進する。
- 「八街市公共施設等総合管理計画」に基づく公共施設の集約化や複合化、維持管理業務の効率化など、公共施設マネジメントの取組を進める。
- 施設ごとの個別施設計画に基づき、施設（設備を含む）の点検・診断等を適切に実施し、劣化状

況や危険箇所の早期把握・早期対応（修繕・更新）を行うことで事故の未然防止や安全確保、非常時における施設の安定的な運用を図る。

⑩ 少子高齢化対策

（子育て関連施設における防災機能の整備）

- 子育て関連施設における耐震化や防災設備の整備を促進するとともに、防災訓練を通じて避難誘導體制を構築するなど、災害対応力の向上を図る。

（バリアフリーの推進）

- 関係機関と連携して公共施設の大規模改修の機会などにバリアフリー化を推進し、ユニバーサルデザインを意識した環境づくりを図る。

（高齢者福祉施設における防災機能の整備）

- 高齢者福祉施設における耐震化や防災設備の整備を促進するとともに、防災訓練を通じて避難誘導體制を構築するなど、災害対応力の向上を図る。

（高齢者福祉施設等の計画的な整備）

- 高齢化の進行に伴い、各種支援サービスを適切に行うため、「八街市高齢者福祉計画」に従い、高齢者福祉施設の整備等を計画的に進める。

（高齢者の支援サービスの充実）

- 災害時に地域で高齢者を支援できるよう、高齢者一人ひとりが社会参加することができる環境づくりを進めるとともに、平時から高齢者を地域で支える環境づくりを進める。

5.2 対応方策の重点化

限られた資源、財源の中で効率的・効果的に本市の強靱化を進めるためには、対応方策の優先順位付けを行い、優先順位の高いものについて重点化しながら、取組を進める必要があります。

国および県の計画を参考とし、本計画における35のリスクシナリオに対応する施策群（プログラム）を対象に、「人命の保護」を最優先として、影響の大きさや緊急性をふまえて総合的に判断し、以下の重点化すべき施策群（重点プログラム）を設定しました。

これらの重点プログラムにより回避すべきリスクシナリオは以下のとおりです。

重点プログラムにより回避すべきリスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）	
1-1	住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生
1-3	異常気象等による市街地等の浸水
1-4	大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生
2-1	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止
2-2	自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
3-2	市の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
4-1	防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止
4-3	災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態
5-1	サプライチェーンの寸断等による地元企業の生産力低下
5-2	エネルギー供給の停止による、社会経済活動・サプライチェーンの維持への甚大な影響
5-3	基幹的陸上交通ネットワークの機能停止
5-4	食料等の安定供給の停滞
6-1	電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や都市ガス供給、石油・LP ガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止
6-4	地域交通ネットワークが分断する事態
7-5	農地・森林等の被害拡大

5.3 KPI（重要業績指標）一覧

本計画に基づく施策の進捗状況を把握するため、施策分野別のKPI（重要業績指標）を次のとおり設定します。

施策分野		項目	単位	現状値 (R7 年度)	目標値 (R11 年度)	担当課
①行政機能/ 防災・消防等	地域防災力の強化	自主防災組織のカバー率	%	73.7	85.4	防災課
	防犯意識の向上と活動推進	自主防犯組織の設立数	団体	14	16	防災課
	防災機能の整備	防火水槽の設置数	基	705	709	防災課
		防災非常用蓄電池の配備	台	13	25	防災課
		避難所用ワンタッチパーテーションの配備	個	71	167	防災課
		備蓄品(主食)	食	15,461	25,199	防災課
		備蓄品(飲料水)	本	10,536	50,400	防災課
		備蓄品(乳幼児用ミルク)	食	570	461	防災課
		備蓄品(離乳食)	食	144	115	防災課
		備蓄品(毛布)	枚	3,204	8,000	防災課
		備蓄品(乳児・小児用おむつ)	枚	13,332	823	防災課
		備蓄品(大人用おむつ)	枚	900	180	防災課
		備蓄品(生理用品)	枚	8,484	1,944	防災課
		備蓄品(トレットペーパー)	個	1,346	1,680	防災課
		備蓄品(簡易トイレ)	個	185	80	防災課
		備蓄品(携帯用トイレ)	箱	329	600	防災課
		※備蓄品基本8品目のうち、ミルク、離乳食、おむつ(子供・大人用)、生理用品、簡易トイレは目標数を充足している。引き続き、充足率100%以上を維持する。				
②住宅・都市	上水道施設の防災対策の推進	上水道管路の耐震化率	%	2.2	4.1	水道課
		配水池ポンプ棟耐震化	%	0	22.8	水道課
	下水道施設の防災対策の推進	災害用マンホールトイレの設置	箇所	0	3	下水道課

施策分野		項目	単位	現状値 (R7 年度)	目標値 (R11 年度)	担当課
	市道の整備	道路改良率	%	28.0	31.0	道路河川課
③保健医療・福祉	福祉避難所の機能強化	防災・減災対策を実施している高齢者施設	施設	1	1	高齢者福祉課
	新型インフルエンザ等感染症の発生とまん延の防止	予防接種法に基づく麻しん・風しんの予防接種率	%	92.9 (R6 年度)	95.0	健康増進課
④環境・エネルギー	自立・分散型エネルギーシステムの導入支援	省エネルギー設備導入補助件数	件	378	442	環境課
	災害時のエネルギー供給のための体制整備	防災上重要な市公共建築物における非常用発電機の設置施設数	施設	4	5	各公共施設管理者
⑤交通・物流	道路の防災対策	道路改良率(再掲)	%	28.0	31.0	道路河川課
⑥情報通信	情報発信体制の整備	やちまたメール配信サービスの登録者数	人	2,500	10,000	防災課
		公共施設における公衆無線 LAN (Wi-Fi) の整備	施設	0	4	各公共施設管理者
⑦産業・農林水産	農地・農業水利施設、農業用調整池等の管理	認定農業者数	人	124	140	農政課
		農地の整備率	%	30.0	31.0	農政課
⑧リスクコミュニケーション	災害時応援協定締結団体等との連携強化	防災協定締結数	件	53	62	防災課
	自助・共助の取組の強化	自主防災組織のカバー率(再掲)	%	73.7	85.4	防災課
		消防団員数	人	320	385	防災課
		区の加入率	%	43.6	52.0	市民協働推進課
⑩少子高齢化対策	高齢者の支援サービスの充実	シニアクラブ参加人数	人	1,017	1,150	高齢者福祉課
	高齢者福祉施設における防災機能の整備及び高齢者福祉施設等の計画的な整備	防災・減災対策を実施している高齢者施設(再掲)	施設	1	1	高齢者福祉課

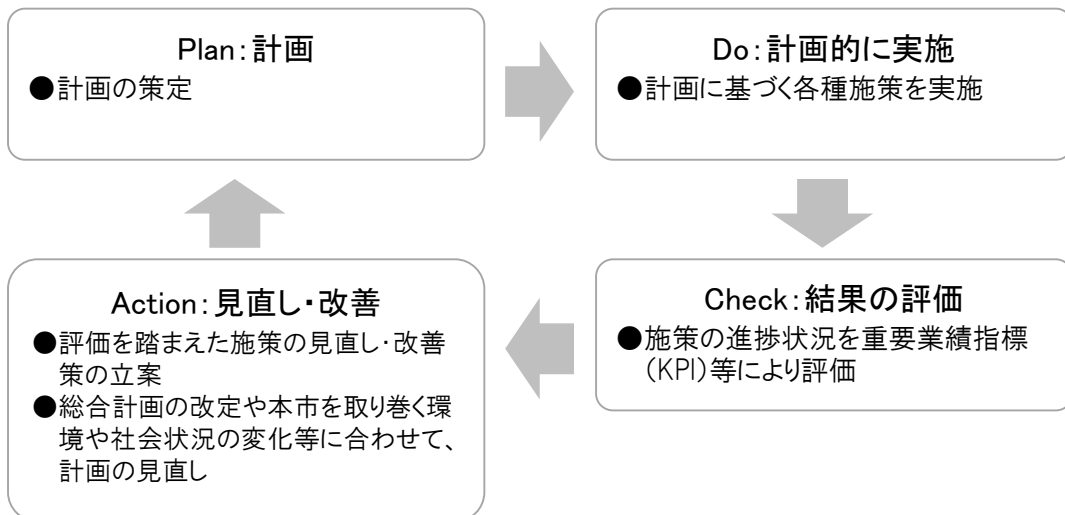
6.計画の推進と進行管理

1.1 推進体制

本計画は、本市各部局間の連携はもとより、国、県、関係自治体、防災関係機関、市民、市民公益活動団体、民間企業等の多様な主体と相互に連携を図り、各種情報や取組等を共有しながら、効果的・効率的に推進していくものとします。

1.2 計画の進行管理

本計画に基づく施策や事業を着実に推進するため、重要業績指標（KPI）等を用いて毎年度進捗状況を把握し、また、本計画は「八街市総合計画 2015」と整合を図っていることから、総合計画の改定や本市を取り巻く環境や社会状況の変化等に合わせて、PDCAサイクルの仕組みに基づき、継続的な改善を図ります。



7. 資料編

7.1 脆弱性の評価結果

本市における35の「リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）」に対する脆弱性の分析・評価の結果は、次のとおりです。

1. 直接死を最大限防ぐ

1-1 住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生

（市民への防災意識啓発）

- ハザードマップなどを通じて、各地域における被害想定や危険度、各家庭における災害への備えについて普及・啓発するとともに、各地区で実施される防災訓練を推進し、市民一人ひとりの防災意識の向上を図る必要がある。

（地域防災力の強化）

- 自主防災組織のカバー率は73.7%（2025年度）であり、区・自治会に対して共助の重要性を説明し、自主防災組織の結成を促進する必要がある。
- 自治会や自主防災組織等による地区防災計画の作成を促進し、防災活動に対する支援を通じて、活動の強化を図る必要がある。
- 消防団活動拠点施設や各分団に配備している消防車を計画的に整備することにより地域消防力の充実を図る必要がある。

（防災機能の整備）

- 消防水利（耐震性貯水槽、消火栓）、防災備蓄倉庫等の整備や防災資機材の適正な管理を推進するとともに、防災上特に重要な建築物などにおける防災機能の強化を図る必要がある。

（消防人材の強化）

- 消防機関等と連携し、消防団員の能力等の向上を図るとともに、地域の消防団への入団を促進する必要がある。
- 消防団員数は320人（2025年度）となっており、新たな消防団活動の担い手である「八街市消防団女性消防班」や消防団を引退した方向けの「機能別団員」制度などにより、消防人材の確保を図る必要がある。

（都市計画マスタープランに基づく適正な土地利用の推進）

- 都市計画マスタープラン、市の基本構想、基本計画（総合計画）や都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（区域マスタープラン）に基づき、広域的な視点から秩序ある土地利用を図り、災害に強いまちづくりを推進する。
- 市有建築物については、概ね耐震化が進んでおり、今後は、老朽化した施設の建替えや大規模修繕を行う必要があり、引き続き大規模災害時に避難所としての機能を維持していく必要がある。
- 延焼遮断帯、避難経路の確保を図るため、都市計画道路や幹線道路の整備を引き続き進める必要がある。
- 災害に強いまちづくりに向け、地域住宅計画に基づく事業の中で公営住宅整備事業等、住環境整備事業の中で住宅・建築物安全ストック形成事業を促進するとともに、市街地整備事業においては宅地耐震化推進事業の推進を図り、造成宅地における液状化等による被害を軽減するための事業を検討する必要がある。

（住宅・建築物及び宅地の耐震化）

- 住宅耐震化率は約94%（2018年時点）となっており、引き続き、耐震診断・改修を促進する必

要がある。

- 避難路等に面する民間ブロック塀等の撤去や改修を促進する必要がある。
- 宅地の耐震化を促進するため、大規模盛土造成地ごとの危険度等を調査し、適切な情報提供を図る必要がある。

(空き家対策の推進)

- 本市の空き家率（推計値）は約 13.9%（2023 年時点）と比較的低い水準となっているが、災害発生時の倒壊による道路の閉塞や火災発生などを防止するため、空き家対策を推進する必要がある。

(公園緑地の整備)

- 延焼防止効果を向上させるため、公園緑地の計画的な配置・整備や維持管理をするとともに、災害時の避難場所や活動拠点となる公園等において、防災機能の充実を図る必要がある。

(市道の整備)

- 市道の舗装補修など計画的な整備を行い、適切な維持管理を図る必要がある。

(災害医療体制の充実)

- 災害発生時における医療救護活動を円滑に行うため、県や近隣自治体、医療関係団体等と連携強化を図るとともに、医療機関における非常用発電機の整備や自立・分散型エネルギーの導入等を促進する必要がある。

(要配慮者避難対策の推進)

- 高齢者、障がい者、乳幼児などの要配慮者の避難のための支援体制構築、避難行動要支援者の避難のための個別計画策定などの体制整備を推進する必要がある。
- 指定避難所における要配慮者の受け入れ体制の整備を図るとともに、避難生活の中で二次的な被害の発生を防ぎ、避難生活終了後も被災者が日常生活に円滑に移行できるよう、関係機関と連携を図る必要がある。

(要配慮者施設の安全確保計画の推進)

- 利用者の迅速かつ円滑な避難の確保が必要な要配慮者利用施設における避難確保計画や訓練の推進を図る必要がある。

(主要幹線道路等ネットワークの整備)

- 広域道路網が分断されないよう、国や県、近隣自治体と連携し、主要幹線道路等ネットワークの整備及び維持管理を行う必要がある。

(道路の防災対策)

- 道路施設の計画的な補修・更新を行い、適切な維持管理を図るとともに、落石や斜面崩壊などのおそれのある箇所での落石防止柵、法面保護等の災害防止対策を進める必要がある。

(道路橋梁の耐震化)

- 災害時の救援活動、物資輸送に資する交通施設の分断を防ぐため、道路橋梁の耐震化を進める必要がある。

(災害関連情報の収集・伝達体制の整備)

- 災害関連情報を迅速かつ正確に収集・伝達するため、関係機関と連携し、効率的な情報共有を図る必要がある。

(情報発信体制の整備)

- 多様な手段による災害関連情報の発信体制や情報にアクセスしにくい高齢者、障がい者、外国籍の方などを想定した情報提供体制を整備する必要がある。
- 発災時のアクセス集中等によるシステムダウン対策を進めるとともに、防災拠点や避難所などにおける通信手段確保を進める必要がある。
- 災害発生時において、被害状況や地域の商品・サービスの品質への影響などについて、正確な情

報を迅速に発信する必要がある。

(自助・共助の取組の強化)

- 災害発生直後からの一定期間は十分な行政体制を確保することは難しく、自助・共助が大きな力を発揮するため、住民同士の助け合い・連携を強化する仕組みづくりや、地域の防災リーダーとなる人材を育成する必要がある。

(防災教育・学習の充実)

- 過去の災害から得られた教訓を活かし、学校における防災教育や、防災に関する学習機会の提供を行う必要がある。

(公共施設の耐震化・公共施設内設備等の適切な管理・修繕・更新)

- 災害発生時における被害を軽減するため、公共施設の耐震化・不燃化対策を推進するとともに、公共施設マネジメントの取組を進める必要がある。

(子育て関連施設における防災機能の整備)

- 子育て関連施設における耐震化や防災設備の整備を促進するとともに、防災訓練を行うなど、災害対応力の向上を図る必要がある。

(バリアフリーの推進)

- 災害時の円滑な避難などのため、施設のバリアフリー化を推進する必要がある。

(高齢者福祉施設における防災機能の整備)

- 高齢者福祉施設における耐震化や防災設備の整備を促進するとともに、防災訓練を行うなど、災害対応力の向上を図る必要がある。

(高齢者福祉施設等の計画的な整備)

- 高齢化が進行する中、各種支援サービスを適切に行うため、「八街市高齢者福祉計画」に従い、高齢者福祉施設の整備等を計画的に進める必要がある。

1-2 密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生

(市民への防災意識啓発)

- ハザードマップなどを通じて、各地域における被害想定や危険度、各家庭における災害への備えについて普及・啓発するとともに、各地区で実施される防災訓練を推進し、市民一人ひとりの防災意識の向上を図る必要がある。

(地域防災力の強化)

- 自主防災組織のカバー率は73.7%（2025年度）であり、区・自治会に対して共助の重要性を説明し、自主防災組織の結成を促進する必要がある。
- 自治会や自主防災組織等による地区防災計画の作成を促進し、防災活動に対する支援を通じて、活動の強化を図る必要がある。
- 消防団活動拠点施設や各分団に配備している消防車を計画的に整備することにより地域消防力の充実を図る必要がある。

(防災機能の整備)

- 消防水利（耐震性貯水槽、消火栓）、防災備蓄倉庫等の整備や防災資機材の適正な管理を推進するとともに、防災上特に重要な建築物などにおける防災機能の強化を図る必要がある。

(消防人材の強化)

- 消防機関等と連携し、消防団員の能力等の向上を図るとともに、地域の消防団への入団を促進する必要がある。
- 消防団員数は320人（2025年度）となっており、新たな消防団活動の担い手である「八街市消防団女性消防班」や消防団を引退した方向けの「機能別団員」制度などにより、消防人材の確保を図る必要がある。

(都市計画マスタープランに基づく適正な土地利用の推進)

- 都市計画マスタープラン、市の基本構想、基本計画（総合計画）や都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（区域マスタープラン）に基づき、広域的な視点から秩序ある土地利用を図る必要がある。
- 延焼遮断帯、避難経路の確保、物資の輸送などに活用可能な幹線道路のネットワーク形成の推進、狭あい道路の解消及び密集市街地の改善を推進する必要があります。
- 災害に強いまちづくりに向け、地域住宅計画に基づく事業の中で公営住宅整備事業等、住環境整備事業の中で住宅・建築物安全ストック形成事業を促進するとともに、市街地整備事業においては宅地耐震化推進事業の推進を図り、造成宅地における液状化等による被害を軽減するための事業を検討する必要があります。

(住宅・建築物及び宅地の耐震化)

- 住宅耐震化率は約 94%（2018 年時点）となっており、引き続き、耐震診断・改修を促進する必要があります。
- 避難路等に面する民間ブロック塀等の撤去や改修を促進する必要があります。
- 宅地の耐震化を促進するため、大規模盛土造成地ごとの危険度等を調査し、適切な情報提供を図る必要がある。

(空き家対策の推進)

- 本市の空き家率（推計値）は約 13.9%（2023 年時点）と比較的低い水準となっているが、災害発生時の倒壊による道路の閉塞や火災発生などを防止するため、空き家対策を推進する必要がある。

(公園緑地の整備)

- 延焼防止効果を向上させるため、公園緑地の計画的な配置・整備や維持管理をするとともに、災害時の避難場所や活動拠点となる公園等において、防災機能の充実を図る必要がある。

(災害医療体制の充実)

- 災害発生時における医療救護活動を円滑に行うため、県や近隣自治体、医療関係団体等と連携強化を図るとともに、医療機関における非常用発電機の整備や自立・分散型エネルギーの導入等を促進する必要がある。

(要配慮者避難対策の推進)

- 高齢者、障がい者、乳幼児などの要配慮者の避難のための支援体制構築、避難行動要支援者の避難のための個別計画策定などの体制整備を推進する必要がある。
- 指定避難所における要配慮者の受け入れ体制の整備を図るとともに、避難生活の中で二次的な被害の発生を防ぎ、避難生活終了後も被災者が日常生活に円滑に移行できるよう、関係機関と連携を図る必要がある。

(要配慮者施設の安全確保計画の推進)

- 利用者の迅速かつ円滑な避難の確保が必要な要配慮者利用施設における避難確保計画や訓練の推進を図る必要がある。

(主要幹線道路等ネットワークの整備)

- 広域道路網が分断されないよう、国や県、近隣自治体と連携し、主要幹線道路等ネットワークの整備及び維持管理を行う必要がある。

(道路の防災対策)

- 道路施設の計画的な補修・更新を行い、適切な維持管理を図るとともに、落石や斜面崩壊などのおそれのある箇所での落石防止柵、法面保護等の災害防止対策を進める必要がある。

(道路橋梁の耐震化)

- 災害時の救援活動、物資輸送に資する交通施設の分断を防ぐため、道路橋梁の耐震化を進める

必要がある。

(災害関連情報の収集・伝達体制の整備)

- 災害関連情報を迅速かつ正確に収集・伝達するため、関係機関と連携し、効率的な情報共有を図る必要がある。

(情報発信体制の整備)

- 多様な手段による災害関連情報の発信体制や情報にアクセスしにくい高齢者、障がい者、外国籍の方などを想定した情報提供体制を整備する必要がある。
- 発災時のアクセス集中等によるシステムダウン対策を進めるとともに、防災拠点や避難所などにおける通信手段確保を進める必要がある。
- 災害発生時において、被害状況や地域の商品・サービスの品質への影響などについて、正確な情報を迅速に発信する必要がある。

(自助・共助の取組の強化)

- 災害発生直後からの一定期間は十分な行政体制を確保することは難しく、自助・共助が大きな力を発揮するため、住民同士の助け合い・連携を強化する仕組みづくりや、地域の防災リーダーとなる人材を育成する必要がある。

(防災教育・学習の充実)

- 過去の災害から得られた教訓を活かし、学校における防災教育や、防災に関する学習機会の提供を行う必要がある。

(公共施設の耐震化・公共施設内設備等の適切な管理・修繕・更新)

- 災害発生時における被害を軽減するため、公共施設の耐震化・不燃化対策を推進するとともに、公共施設マネジメントの取組を進める必要がある。

(子育て関連施設における防災機能の整備)

- 子育て関連施設における耐震化や防災設備の整備を促進するとともに、防災訓練を行うなど、災害対応力の向上を図る必要がある。

(バリアフリーの推進)

- 災害時の円滑な避難などのため、施設のバリアフリー化を推進する必要がある。

(高齢者福祉施設における防災機能の整備)

- 高齢者福祉施設における耐震化や防災設備の整備を促進するとともに、防災訓練を行うなど、災害対応力の向上を図る必要がある。

(高齢者福祉施設等の計画的な整備)

- 高齢化が進行する中、各種支援サービスを適切に行うため、「八街市高齢者福祉計画」に従い、高齢者福祉施設の整備等を計画的に進める必要がある。

1-3 異常気象等による市街地等の浸水

(市民への防災意識啓発)

- ハザードマップなどを通じて、各地域における被害想定や危険度、各家庭における災害への備えについて普及・啓発するとともに、各地区で実施される防災訓練を推進し、市民一人ひとりの防災意識の向上を図る必要がある。

(地域防災力の強化)

- 自主防災組織のカバー率は73.7%（2025年度）であり、区・自治会に対して共助の重要性を説明し、自主防災組織の結成を促進する必要がある。
- 自治会や自主防災組織等による地区防災計画の作成を促進し、防災活動に対する支援を通じて、活動の強化を図る必要がある。
- 消防団活動拠点施設や各分団に配備している消防車を計画的に整備することにより地域消防力

の充実を図る必要がある。

(防災機能の整備)

- 消防水利（耐震性貯水槽、消火栓）、防災備蓄倉庫等の整備や防災資機材の適正な管理を推進するとともに、防災上特に重要な建築物などにおける防災機能の強化を図る必要がある。

(関係行政機関等との連携体制の整備)

- 災害時に備え、平時から国や県、関係機関、近隣自治体、民間事業者等との連携体制を整備するとともに、応援部隊が効率的に活動できるよう体制を整備する必要がある。

(都市計画マスタープランに基づく適正な土地利用の推進)

- 都市計画マスタープラン、市の基本構想、基本計画（総合計画）や都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（区域マスタープラン）に基づき、都市型水害の発生を抑制するため、保水性や浸透性のある自然的な土地利用の保全を図るとともに公共下水道の整備を促進する必要がある。
- 災害に強いまちづくりに向け、地域住宅計画に基づく事業の中で公営住宅整備事業等、住環境整備事業の中で住宅・建築物安全ストック形成事業を促進するとともに、市街地整備事業においては宅地耐震化推進事業の推進を図り、造成宅地における液状化等による被害を軽減するための事業を検討する必要がある。

(河川の整備)

- 台風や集中豪雨などに起因して発生する水害から市民の生命、身体、財産を守るため、河川施設や水路の耐震化及び改修整備等を計画的に進める必要がある。

(浸水対策の推進)

- 雨水幹線や排水施設の計画的な整備・補修・更新を行い、適切な維持管理を図る必要がある。

(災害医療体制の充実)

- 災害発生時における医療救護活動を円滑に行うため、県や近隣自治体、医療関係団体等と連携強化を図るとともに、医療機関における非常用発電機の整備や自立・分散型エネルギーの導入等を促進する必要がある。

(要配慮者避難対策の推進)

- 高齢者、障がい者、乳幼児などの要配慮者の避難のための支援体制構築、避難行動要支援者の避難のための個別計画策定などの体制整備を推進する必要がある。
- 指定避難所における要配慮者の受け入れ体制の整備を図るとともに、避難生活の中で二次的な被害の発生を防ぎ、避難生活終了後も被災者が日常生活に円滑に移行できるよう、関係機関と連携を図る必要がある。

(要配慮者施設の安全確保計画の推進)

- 利用者の迅速かつ円滑な避難の確保が必要な要配慮者利用施設における避難確保計画や訓練の推進を図る必要がある。

(行政情報基盤の防災機能の強化)

- 災害発生時における通信途絶リスクを軽減するため、行政情報基盤の耐災害性を強化するとともに、計画的な機器更新等により、安定した運用を維持する必要がある。

(災害関連情報の収集・伝達体制の整備)

- 災害関連情報を迅速かつ正確に収集・伝達するため、関係機関と連携し、効率的な情報共有を図る必要がある。

(情報発信体制の整備)

- 多様な手段による災害関連情報の発信体制や情報にアクセスしにくい高齢者、障がい者、外国籍の方などを想定した情報提供体制を整備する必要がある。
- 発災時のアクセス集中等によるシステムダウン対策を進めるとともに、防災拠点や避難所などにおける通信手段確保を進める必要がある。

- 災害発生時において、被害状況や地域の商品・サービスの品質への影響などについて、正確な情報を迅速に発信する必要がある。

(自助・共助の取組の強化)

- 災害発生直後からの一定期間は十分な行政体制を確保することは難しく、自助・共助が大きな力を発揮するため、住民同士の助け合い・連携を強化する仕組みづくりや、地域の防災リーダーとなる人材を育成する必要がある。

(防災教育・学習の充実)

- 過去の災害から得られた教訓を活かし、学校における防災教育や、防災に関する学習機会の提供を行う必要がある。

1-4 大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生

(地域防災力の強化)

- 自主防災組織のカバー率は73.7%（2025年度）であり、区・自治会に対して共助の重要性を説明し、自主防災組織の結成を促進する必要がある。
- 自治会や自主防災組織等による地区防災計画の作成を促進し、防災活動に対する支援を通じて、活動の強化を図る必要がある。
- 消防団活動拠点施設や各分団に配備している消防車を計画的に整備することにより地域消防力の充実を図る必要がある。

(都市計画マスタープランに基づく適正な土地利用の推進)

- 都市計画マスタープラン、市の基本構想、基本計画（総合計画）や都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（区域マスタープラン）に基づき、土砂災害警戒区域の周知に努め、警戒避難体制の強化を図る必要がある。また、土砂災害の恐れのある地域区域においては、開発行為や建築物の立地等の抑制に努める。
- 災害に強いまちづくりに向け、地域住宅計画に基づく事業の中で公営住宅整備事業等、住環境整備事業の中で住宅・建築物安全ストック形成事業を促進するとともに、市街地整備事業においては宅地耐震化推進事業の推進を図り、造成宅地における液状化等による被害を軽減するための事業を検討する必要がある。

(要配慮者避難対策の推進)

- 高齢者、障がい者、乳幼児などの要配慮者の避難のための支援体制構築、避難行動要支援者の避難のための個別計画策定などの体制整備を推進する必要がある。
- 指定避難所における要配慮者の受け入れ体制の整備を図るとともに、避難生活の中で二次的な被害の発生を防ぎ、避難生活終了後も被災者が日常生活に円滑に移行できるよう、関係機関と連携を図る必要がある。

(要配慮者施設の安全確保計画の推進)

- 利用者の迅速かつ円滑な避難の確保が必要な要配慮者利用施設における避難確保計画や訓練の推進を図る必要がある。

(災害関連情報の収集・伝達体制の整備)

- 災害関連情報を迅速かつ正確に収集・伝達するため、関係機関と連携し、効率的な情報共有を図る必要がある。

(情報発信体制の整備)

- 多様な手段による災害関連情報の発信体制や情報にアクセスしにくい高齢者、障がい者、外国籍の方などを想定した情報提供体制を整備する必要がある。
- 発災時のアクセス集中等によるシステムダウン対策を進めるとともに、防災拠点や避難所などにおける通信手段確保を進める必要がある。
- 災害発生時において、被害状況や地域の商品・サービスの品質への影響などについて、正確な情

報を迅速に発信する必要がある。

(自助・共助の取組の強化)

- 災害発生直後からの一定期間は十分な行政体制を確保することは難しく、自助・共助が大きな力を発揮するため、住民同士の助け合い・連携を強化する仕組みづくりや、地域の防災リーダーとなる人材を育成する必要がある。

(防災教育・学習の充実)

- 過去の災害から得られた教訓を活かし、学校における防災教育や、防災に関する学習機会の提供を行う必要がある。

2. 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

2-1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止

(非常用物資の備蓄促進)

- 災害時は輸送ルートの途絶などにより、食料・飲料水等の供給がなされないおそれがあるため、防災拠点における公的備蓄や地域や家庭、事業所等における非常用物資の備蓄を促進する必要がある。

(関係行政機関等との連携体制の整備)

- 災害時に備え、平時から国や県、関係機関、近隣自治体、民間事業者等との連携体制を整備するとともに、応援部隊が効率的に活動できるよう体制を整備する必要がある。

(上水道施設の防災対策の推進)

- 災害時においても水道を安定的に供給するため、中長期的な視点で、老朽管や老朽施設の更新、災害に強い水道施設の整備を計画的に推進する必要がある。

(応急給水設備等の整備)

- 災害時においても計画的に応急給水活動を行うため、応急給水拠点の確保や資機材等の整備を推進するとともに、飲料水の安全確保を図る必要がある。

(環境に配慮した水道事業経営の検討)

- 再生可能エネルギーの利用促進などにより、災害に強く環境に配慮した水道事業運営を検討する必要がある。

(災害時のエネルギー供給のための体制整備)

- 石油関係団体等との応援協定締結に基づき、エネルギーの調達、供給体制の整備を進める必要がある。

(自立・分散型エネルギーシステムの導入支援)

- 災害発生時の生活・経済活動継続等に必要最低限のエネルギーを確保するため、公共施設や家庭、事業所等における自立・分散型エネルギーシステムの導入を推進する必要がある。

(主要幹線道路等ネットワークの整備)

- 広域道路網が分断されないよう、国や県、近隣自治体と連携し、主要幹線道路等ネットワークの整備及び維持管理を行う必要がある。

(緊急輸送道路等ネットワークの整備)

- 緊急輸送道路や代替補完路などの道路ネットワークを計画的に整備するとともに、災害時の応急活動用資機材等の円滑な輸送を行うため、道路交通管理体制を整備する必要がある。

(道路の防災対策)

- 道路施設の計画的な補修・更新を行い、適切な維持管理を図るとともに、落石や斜面崩壊などのおそれのある箇所での落石防止柵、法面保護等の災害防止対策を進める必要がある。

(道路橋梁の耐震化)

- 災害時の救援活動、物資輸送に資する交通施設の分断を防ぐため、道路橋梁の耐震化を進める必要がある。

(災害時応援協定締結団体等との連携強化)

- 災害発生時の物資や人材等の確保を図るため、新たな関係団体との災害時応援協定の締結に向け協議・調整を行うとともに、既に応援協定を締結している団体等との連携体制の強化を図る必要がある。

(鳥獣被害の防止の取組の推進)

- 県内で鳥獣被害が増加傾向にある中、食料の生産基盤となる農地の保全や安定的な農業経営のため、広域的な鳥獣被害防止の対策を推進する必要がある。

(食料の安定的な供給体制に必要な施設整備等の支援)

- 災害時においても食料を安定的に供給できる体制づくりのため、平時から販路の拡大や地元産品のPRを推進するとともに、農地や農業関連施設の整備等を支援する必要がある。

2-2 自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

(地域防災力の強化)

- 自主防災組織のカバー率は73.7%（2025年度）であり、区・自治会に対して共助の重要性を説明し、自主防災組織の結成を促進する必要がある。
- 自治会や自主防災組織等による地区防災計画の作成を促進し、防災活動に対する支援を通じて、活動の強化を図る必要がある。
- 消防団活動拠点施設や各分団に配備している消防車を計画的に整備することにより地域消防力の充実を図る必要がある。

(防災機能の整備)

- 消防水利（耐震性貯水槽、消火栓）、防災備蓄倉庫等の整備や防災資機材の適正な管理を推進するとともに、防災上特に重要な建築物などにおける防災機能の強化を図る必要がある。

(消防人材の強化)

- 消防機関等と連携し、消防団員の能力等の向上を図るとともに、地域の消防団への入団を促進する必要がある。
- 消防団員数は320人（2025年度）となっており、新たな消防団活動の担い手である「八街市消防団女性消防班」や消防団を引退した方向けの「機能別団員」制度などにより、消防人材の確保を図る必要がある。

(関係行政機関等との連携体制の整備)

- 災害時に備え、平時から国や県、関係機関、近隣自治体、民間事業者等との連携体制を整備するとともに、応援部隊が効率的に活動できるよう体制を整備する必要がある。

(災害医療体制の充実)

- 災害発生時における医療救護活動を円滑に行うため、県や近隣自治体、医療関係団体等と連携強化を図るとともに、医療機関における非常用発電機の整備や自立・分散型エネルギーの導入等を促進する必要がある。

(自助・共助の取組の強化)

- 災害発生直後からの一定期間は十分な行政体制を確保することは難しく、自助・共助が大きな力を発揮するため、住民同士の助け合い・連携を強化する仕組みづくりや、地域の防災リーダーとなる人材を育成する必要がある。

(人的支援の受け入れ体制の整備)

- 警察・消防・自衛隊等の救援部隊や災害ボランティアを円滑に受け入れるための、受け入れ体制

を整備する必要がある。

2-3 想定を超える大量の帰宅困難者の発生、混乱

(非常用物資の備蓄促進)

- 災害時は輸送ルートの途絶などにより、食料・飲料水等の供給がなされないおそれがあるため、防災拠点における公的備蓄や地域や家庭、事業所等における非常用物資の備蓄を促進する必要がある。

(帰宅困難者対策の推進)

- 公共交通機関等の被災に伴う機能停止により、帰宅困難者が発生した場合に備え、県や災害時応援協定を結ぶ事業者等と連携して、帰宅困難者の受け入れに必要な一時滞在施設の確保や施設における備蓄などの対策を促進する必要がある。

(主要幹線道路等ネットワークの整備)

- 広域道路網が分断されないよう、国や県、近隣自治体と連携し、主要幹線道路等ネットワークの整備及び維持管理を行う必要がある。

(交通ネットワークの整備)

- 自然災害等による障害発生時に、一部の区間の途絶が全体の機能不全につながらないように、民間交通事業者や関係機関と連携し、公共交通や徒歩・自転車などを含めた多様な交通ネットワークを構築する必要がある。

(道路の防災対策)

- 道路施設の計画的な補修・更新を行い、適切な維持管理を図るとともに、落石や斜面崩壊などのおそれのある箇所での落石防止柵、法面保護等の災害防止対策を進める必要がある。

(道路橋梁の耐震化)

- 災害時の救援活動、物資輸送に資する交通施設の分断を防ぐため、道路橋梁の耐震化を進める必要がある。

(災害時応援協定締結団体等との連携強化)

- 災害発生時の物資や人材等の確保を図るため、新たな関係団体との災害時応援協定の締結に向け協議・調整を行うとともに、既に応援協定を締結している団体等との連携体制の強化を図る必要がある。

2-4 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺

(関係行政機関等との連携体制の整備)

- 災害時に備え、平時から国や県、関係機関、近隣自治体、民間事業者等との連携体制を整備するとともに、応援部隊が効率的に活動できるよう体制を整備する必要がある。

(災害医療体制の充実)

- 災害発生時における医療救護活動を円滑に行うため、県や近隣自治体、医療関係団体等と連携強化を図るとともに、医療機関における非常用発電機の整備や自立・分散型エネルギーの導入等を促進する必要がある。

(災害時のエネルギー供給のための体制整備)

- 石油関係団体等との応援協定締結に基づき、エネルギーの調達、供給体制の整備を進める必要がある。

(自立・分散型エネルギーシステムの導入支援)

- 災害発生時の生活・経済活動継続等に必要最低限のエネルギーを確保するため、公共施設や家庭、事業所等における自立・分散型エネルギーシステムの導入を推進する必要がある。

(主要幹線道路等ネットワークの整備)

- 広域道路網が分断されないよう、国や県、近隣自治体と連携し、主要幹線道路等ネットワークの整備及び維持管理を行う必要がある。

(緊急輸送道路等ネットワークの整備)

- 緊急輸送道路や代替補完路などの道路ネットワークを計画的に整備するとともに、災害時の応急活動用資機材等の円滑な輸送を行うため、道路交通管理体制を整備する必要がある。

(交通ネットワークの整備)

- 自然災害等による障害発生時に、一部の区間の途絶が全体の機能不全につながらないように、民間交通事業者や関係機関と連携し、公共交通や徒歩・自転車などを含めた多様な交通ネットワークを構築する必要がある。

(道路の防災対策)

- 道路施設の計画的な補修・更新を行い、適切な維持管理を図るとともに、落石や斜面崩壊などのおそれのある箇所での落石防止柵、法面保護等の災害防止対策を進める必要がある。

(道路橋梁の耐震化)

- 災害時の救援活動、物資輸送に資する交通施設の分断を防ぐため、道路橋梁の耐震化を進める必要がある。

(災害時応援協定締結団体等との連携強化)

- 災害発生時の物資や人材等の確保を図るため、新たな関係団体との災害時応援協定の締結に向け協議・調整を行うとともに、既に応援協定を締結している団体等との連携体制の強化を図る必要がある。

(人的支援の受け入れ体制の整備)

- 警察・消防・自衛隊等の救援部隊や災害ボランティアを円滑に受け入れるための、受け入れ体制を整備する必要がある。

2-5 被災地における疫病・感染症等の大規模発生

(下水道施設の防災対策の推進)

- 本市の用途地域内の公共下水道整備率（汚水）は約 77.4%（2023 年度）となっており、引き続き下水道の整備を推進するとともに、災害時において、市民の生活空間から下水を速やかに排除・処理するため、下水道施設の長寿命化および耐震化を進める必要がある。

(浄化槽の管理体制の整備)

- 合併処理浄化槽の設置を促進するとともに、災害発生時における浄化槽の躯体の損壊、槽内装置の故障等被災状況を把握するため、県と連携して浄化槽の管理状況についての把握を進める必要がある。

(新型インフルエンザ等感染症の発生とまん延の防止)

- 被災地における新型インフルエンザ等の感染症の発生・まん延を防ぐため、県や近隣自治体と連携し、医療機関の確保、防疫活動、保健活動を実施するとともに、避難所等における感染症予防・拡大防止対策を推進する必要がある。

2-6 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生

(避難所での良好な生活環境確保に向けた整備の推進)

- 災害対策基本法、避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針に基づき、避難所整備を推進する必要がある。

(新型インフルエンザ等感染症の発生とまん延の防止)

- 新型インフルエンザ等の感染症が流行している状況においては、避難所等での感染症拡大防止のため、可能な限りの密閉・密集・密接の回避、マスク等の着用や消毒液使用の徹底を図る必要がある。

(公共施設の災害対応力の向上)

- 防災拠点となる市庁舎、学校等公共施設の防災設備や災害対応マニュアル等の整備を進めるとともに、防災訓練を通じて避難誘導體制を構築するなど、災害対応力の向上を図る必要がある。

(下水道施設の防災対策の推進)

- 本市の用途地域内の公共下水道整備率(汚水)は約77.4%(2023年度)となっており、引き続き下水道の整備を推進するとともに、災害時において、市民の生活空間から下水を速やかに排除・処理するため、下水道施設の長寿命化および耐震化を進める必要がある。

(浄化槽の管理体制の整備)

- 合併処理浄化槽の設置を促進するとともに、災害発生時における浄化槽の躯体の損壊、槽内装置の故障等被災状況を把握するため、県と連携して浄化槽の管理状況についての把握を進める必要がある。

(新型インフルエンザ等感染症の発生とまん延の防止)

- 被災地における新型インフルエンザ等の感染症の発生・まん延を防ぐため、県や近隣自治体と連携し、医療機関の確保、防疫活動、保健活動を実施するとともに、避難所等における感染症予防・拡大防止対策を推進する必要がある。

(福祉避難所の機能強化)

- 高齢者や障がい者、乳幼児などの要配慮者が日常的に利用する福祉施設について、要配慮者が安心して生活できる福祉避難所として活用できるよう、防災機能を強化する必要がある。

(要配慮者施設の安全確保計画の推進)

- 利用者の迅速かつ円滑な避難の確保が必要な要配慮者利用施設における避難確保計画や訓練の推進を図る必要がある。

(人的支援の受け入れ体制の整備)

- 警察・消防・自衛隊等の救援部隊や災害ボランティアを円滑に受け入れるための、受け入れ体制を整備する必要がある。

(公共施設の耐震化・公共施設内設備等の適切な管理・修繕・更新)

- 災害発生時における被害を軽減するため、公共施設の耐震化・不燃化対策を推進するとともに、公共施設マネジメントの取組を進める必要がある。

(バリアフリーの推進)

- 災害時の円滑な避難などのため、施設のバリアフリー化を推進する必要がある。

(高齢者の支援サービスの充実)

- 災害時に地域で高齢者を支援できるよう、平時から高齢者を地域で支える環境づくりを進める必要がある。

3. 必要不可欠な行政機能は確保する

3-1 被災による警察機能の大幅な低下による治安の悪化及び信号機の全面停止等による重大交通事故の多発

(関係行政機関等との連携体制の整備)

- 災害時に備え、平時から国や県、関係機関、近隣自治体、民間事業者等との連携体制を整備するとともに、応援部隊が効率的に活動できるよう体制を整備する必要がある。

(防犯意識の向上と活動推進)

- 災害時の治安の悪化を防止するため、平時から防犯啓発運動などにより防犯意識の向上を図り、自主防犯組織の設立や活動を支援するほか、市民、警察、行政が連携し、地域が一体となって防犯体制を強化していく必要がある。

(防犯設備の設置)

- 地域の防犯体制を強化するため、防犯カメラの設置、市内防犯灯のLED化など防犯設備の整備を促進する必要がある。

(交通安全対策)

- 発災後に発生する交通渋滞、交通事故等を回避するため、国、県、警察等と連携し、交通安全対策を行う必要がある。

(災害関連情報の収集・伝達体制の整備)

- 災害関連情報を迅速かつ正確に収集・伝達するため、関係機関と連携し、効率的な情報共有を図る必要がある。

(情報発信体制の整備)

- 多様な手段による災害関連情報の発信体制や情報にアクセスしにくい高齢者、障がい者、外国籍の方などを想定した情報提供体制を整備する必要がある。
- 発災時のアクセス集中等によるシステムダウン対策を進めるとともに、防災拠点や避難所などにおける通信手段確保を進める必要がある。
- 災害発生時において、被害状況や地域の商品・サービスの品質への影響などについて、正確な情報を迅速に発信する必要がある。

3-2 市の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

(公共施設の災害対応力の向上)

- 防災拠点となる市庁舎、学校等公共施設の防災設備や災害対応マニュアル等の整備を進めるとともに、防災訓練を通じて避難誘導體制を構築するなど、災害対応力の向上を図る必要がある。

(関係行政機関等との連携体制の整備)

- 災害時に備え、平時から国や県、関係機関、近隣自治体、民間事業者等との連携体制を整備するとともに、応援部隊が効率的に活動できるよう体制を整備する必要がある。

(市の業務継続に必要な体制の整備)

- 業務継続の実効性のある体制を確保するため、平時から必要な人員や資源の継続的な確保、受援体制の強化、定期的な教育等を推進する必要がある。

(行政情報基盤の防災機能の強化)

- 災害発生時における通信途絶リスクを軽減するため、行政情報基盤の耐災害性を強化するとともに、計画的な機器更新等により、安定した運用を維持する必要がある。

(災害関連情報の収集・伝達体制の整備)

- 災害関連情報を迅速かつ正確に収集・伝達するため、関係機関と連携し、効率的な情報共有を図る必要がある。

(公共施設の耐震化・公共施設内設備等の適切な管理・修繕・更新)

- 災害発生時における被害を軽減するため、公共施設の耐震化・不燃化対策を推進するとともに、公共施設マネジメントの取組を進める必要がある。

4. 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する

4-1 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止

(行政情報基盤の防災機能の強化)

- 災害発生時における通信途絶リスクを軽減するため、行政情報基盤の耐災害性を強化するとともに、計画的な機器更新等により、安定した運用を維持する必要がある。

(災害関連情報の収集・伝達体制の整備)

- 災害関連情報を迅速かつ正確に収集・伝達するため、関係機関と連携し、効率的な情報共有を図る必要がある。

(情報発信体制の整備)

- 多様な手段による災害関連情報の発信体制や情報にアクセスしにくい高齢者、障がい者、外国籍の方などを想定した情報提供体制を整備する必要がある。
- 発災時のアクセス集中等によるシステムダウン対策を進めるとともに、防災拠点や避難所などにおける通信手段確保を進める必要がある。
- 災害発生時において、被害状況や地域の商品・サービスの品質への影響などについて、正確な情報を迅速に発信する必要がある。

(災害時応援協定締結団体等との連携強化)

- 災害発生時の物資や人材等の確保を図るため、新たな関係団体との災害時応援協定の締結に向け協議・調整を行うとともに、既に応援協定を締結している団体等との連携体制の強化を図る必要がある。

4-2 テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態

(行政情報基盤の防災機能の強化)

- 災害発生時における通信途絶リスクを軽減するため、行政情報基盤の耐災害性を強化するとともに、計画的な機器更新等により、安定した運用を維持する必要がある。

(災害関連情報の収集・伝達体制の整備)

- 災害関連情報を迅速かつ正確に収集・伝達するため、関係機関と連携し、効率的な情報共有を図る必要がある。

(情報発信体制の整備)

- 多様な手段による災害関連情報の発信体制や情報にアクセスしにくい高齢者、障がい者、外国籍の方などを想定した情報提供体制を整備する必要がある。
- 発災時のアクセス集中等によるシステムダウン対策を進めるとともに、防災拠点や避難所などにおける通信手段確保を進める必要がある。
- 災害発生時において、被害状況や地域の商品・サービスの品質への影響などについて、正確な情報を迅速に発信する必要がある。

4-3 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態

(要配慮者避難対策の推進)

- 高齢者、障がい者、乳幼児などの要配慮者の避難のための支援体制構築、避難行動要支援者の避難のための個別計画策定などの体制整備を推進する必要がある。
- 指定避難所における要配慮者の受け入れ体制の整備を図るとともに、避難生活の中で二次的な被害の発生を防ぎ、避難生活終了後も被災者が日常生活に円滑に移行できるよう、関係機関と連携を図る必要がある。

(行政情報基盤の防災機能の強化)

- 災害発生時における通信途絶リスクを軽減するため、行政情報基盤の耐災害性を強化するとともに、計画的な機器更新等により、安定した運用を維持する必要がある。

(災害関連情報の収集・伝達体制の整備)

- 災害関連情報を迅速かつ正確に収集・伝達するため、関係機関と連携し、効率的な情報共有を図る必要がある。

(情報発信体制の整備)

- 多様な手段による災害関連情報の発信体制や情報にアクセスしにくい高齢者、障がい者、外国籍の方などを想定した情報提供体制を整備する必要がある。
- 発災時のアクセス集中等によるシステムダウン対策を進めるとともに、防災拠点や避難所などにおける通信手段確保を進める必要がある。

- 災害発生時において、被害状況や地域の商品・サービスの品質への影響などについて、正確な情報を迅速に発信する必要がある。

(災害時応援協定締結団体等との連携強化)

- 災害発生時の物資や人材等の確保を図るため、新たな関係団体との災害時応援協定の締結に向け協議・調整を行うとともに、既に応援協定を締結している団体等との連携体制の強化を図る必要がある。

(高齢者の支援サービスの充実)

- 災害時に地域で高齢者を支援できるよう、平時から高齢者を地域で支える環境づくりを進める必要がある。

5. 経済活動を機能不全に陥らせない

5-1 サプライチェーンの寸断等による地元企業の生産力低下

(主要幹線道路等ネットワークの整備)

- 広域道路網が分断されないよう、国や県、近隣自治体と連携し、主要幹線道路等ネットワークの整備及び維持管理を行う必要がある。

(緊急輸送道路等ネットワークの整備)

- 緊急輸送道路や代替補完路などの道路ネットワークを計画的に整備するとともに、災害時の応急活動用資機材等の円滑な輸送を行うため、道路交通管理体制を整備する必要がある。

(道路の防災対策)

- 道路施設の計画的な補修・更新を行い、適切な維持管理を図るとともに、落石や斜面崩壊などのおそれのある箇所での落石防止柵、法面保護等の災害防止対策を進める必要がある。

(道路橋梁の耐震化)

- 災害時の救援活動、物資輸送に資する交通施設の分断を防ぐため、道路橋梁の耐震化を進める必要がある。

5-2 エネルギー供給の停止による、社会経済活動・サプライチェーンの維持への甚大な影響

(災害時のエネルギー供給のための体制整備)

- 石油関係団体等との応援協定締結に基づき、エネルギーの調達、供給体制の整備を進める必要がある。

(自立・分散型エネルギーシステムの導入支援)

- 災害発生時の生活・経済活動継続等に必要最低限のエネルギーを確保するため、公共施設や家庭、事業所等における自立・分散型エネルギーシステムの導入を推進する必要がある。

5-3 基幹的陸上交通ネットワークの機能停止

(市道の整備)

- 市道の舗装補修など計画的な整備を行い、適切な維持管理を図る必要がある。

(主要幹線道路等ネットワークの整備)

- 広域道路網が分断されないよう、国や県、近隣自治体と連携し、主要幹線道路等ネットワークの整備及び維持管理を行う必要がある。

(緊急輸送道路等ネットワークの整備)

- 緊急輸送道路や代替補完路などの道路ネットワークを計画的に整備するとともに、災害時の応急活動用資機材等の円滑な輸送を行うため、道路交通管理体制を整備する必要がある。

(交通ネットワークの整備)

- 自然災害等による障害発生時に、一部の区間の途絶が全体の機能不全につながらないように、民間交通事業者や関係機関と連携し、公共交通や徒歩・自転車などを含めた多様な交通ネット

ワークを構築する必要がある。

(道路の防災対策)

- 道路施設の計画的な補修・更新を行い、適切な維持管理を図るとともに、落石や斜面崩壊などのおそれのある箇所での落石防止柵、法面保護等の災害防止対策を進める必要がある。

(道路橋梁の耐震化)

- 災害時の救援活動、物資輸送に資する交通施設の分断を防ぐため、道路橋梁の耐震化を進める必要がある。

5-4 食料等の安定供給の停滞

(非常用物資の備蓄促進)

- 災害時は輸送ルートの途絶などにより、食料・飲料水等の供給がなされないおそれがあるため、防災拠点における公的備蓄や地域や家庭、事業所等における非常用物資の備蓄を促進する必要がある。

(関係行政機関等との連携体制の整備)

- 災害時に備え、平時から国や県、関係機関、近隣自治体、民間事業者等との連携体制を整備するとともに、応援部隊が効率的に活動できるよう体制を整備する必要がある。

(主要幹線道路等ネットワークの整備)

- 広域道路網が分断されないよう、国や県、近隣自治体と連携し、主要幹線道路等ネットワークの整備及び維持管理を行う必要がある。

(緊急輸送道路等ネットワークの整備)

- 緊急輸送道路や代替補完路などの道路ネットワークを計画的に整備するとともに、災害時の応急活動用資機材等の円滑な輸送を行うため、道路交通管理体制を整備する必要がある。

(道路の防災対策)

- 道路施設の計画的な補修・更新を行い、適切な維持管理を図るとともに、落石や斜面崩壊などのおそれのある箇所での落石防止柵、法面保護等の災害防止対策を進める必要がある。

(道路橋梁の耐震化)

- 災害時の救援活動、物資輸送に資する交通施設の分断を防ぐため、道路橋梁の耐震化を進める必要がある。

(災害時応援協定締結団体等との連携強化)

- 災害発生時の物資や人材等の確保を図るため、新たな関係団体との災害時応援協定の締結に向け協議・調整を行うとともに、既に応援協定を締結している団体等との連携体制の強化を図る必要がある。

(鳥獣被害の防止の取組の推進)

- 県内で鳥獣被害が増加傾向にある中、食料の生産基盤となる農地の保全や安定的な農業経営のため、広域的な鳥獣被害防止の対策を推進する必要がある。

(食料の安定的な供給体制に必要な施設整備等の支援)

- 災害時においても食料を安定的に供給できる体制づくりのため、平時から販路の拡大や地元産品のPRを推進するとともに、農地や農業関連施設の整備等を支援する必要がある。

6. ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

6-1 電力供給ネットワーク（発電電所、送配電設備）や都市ガス供給、石油・LPガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止

(災害時のエネルギー供給のための体制整備)

- 石油関係団体等との応援協定締結に基づき、エネルギーの調達、供給体制の整備を進める必要

がある。

(自立・分散型エネルギーシステムの導入支援)

- 災害発生時の生活・経済活動継続等に必要最低限のエネルギーを確保するため、公共施設や家庭、事業所等における自立・分散型エネルギーシステムの導入を推進する必要がある。

(災害時応援協定締結団体等との連携強化)

- 災害発生時の物資や人材等の確保を図るため、新たな関係団体との災害時応援協定の締結に向け協議・調整を行うとともに、既に応援協定を締結している団体等との連携体制の強化を図る必要がある。

6-2 上水道等の長期間にわたる供給停止

(上水道施設の防災対策の推進)

- 災害時においても水道を安定的に供給するため、中長期的な視点で、老朽管や老朽施設の更新、災害に強い水道施設の整備を計画的に推進する必要がある。

(応急給水設備等の整備)

- 災害時においても計画的に応急給水活動を行うため、応急給水拠点の確保や資機材等の整備を推進するとともに、飲料水の安全確保を図る必要がある。

(環境に配慮した水道事業経営の検討)

- 再生可能エネルギーの利用促進などにより、災害に強く環境に配慮した水道事業運営を検討する必要がある。

(異常渇水等対策の推進)

- 夏期の異常高温による渇水等、近年の気候変動により増大する気象リスクについての情報提供に努める必要がある。

6-3 污水处理施設等の長期間にわたる機能停止

(下水道施設の防災対策の推進)

- 本市の用途地域内の公共下水道整備率（污水）は約 77.4%（2023 年度）となっており、引き続き下水道の整備を推進するとともに、災害時において、市民の生活空間から下水を速やかに排除・処理するため、下水道施設の長寿命化および耐震化を進める必要がある。

(浄化槽の管理体制の整備)

- 合併処理浄化槽の設置を促進するとともに、災害発生時における浄化槽の躯体の損壊、槽内装置の故障等被災状況を把握するため、県と連携して浄化槽の管理状況についての把握を進める必要がある。

6-4 地域交通ネットワークが分断する事態

(関係行政機関等との連携体制の整備)

- 災害時に備え、平時から国や県、関係機関、近隣自治体、民間事業者等との連携体制を整備するとともに、応援部隊が効率的に活動できるよう体制を整備する必要がある。

(市道の整備)

- 市道の舗装補修など計画的な整備を行い、適切な維持管理を図る必要がある。

(主要幹線道路等ネットワークの整備)

- 広域道路網が分断されないよう、国や県、近隣自治体と連携し、主要幹線道路等ネットワークの整備及び維持管理を行う必要がある。

(緊急輸送道路等ネットワークの整備)

- 緊急輸送道路や代替補完路などの道路ネットワークを計画的に整備するとともに、災害時の応急活動用資機材等の円滑な輸送を行うため、道路交通管理体制を整備する必要がある。

(交通ネットワークの整備)

- 自然災害等による障害発生時に、一部の区間の途絶が全体の機能不全につながらないように、民間交通事業者や関係機関と連携し、公共交通や徒歩・自転車などを含めた多様な交通ネットワークを構築する必要がある。

(交通安全対策)

- 発災後に発生する交通渋滞、交通事故等を回避するため、国、県、警察等と連携し、交通安全対策を行う必要がある。

(道路啓開体制の整備)

- 迅速な道路啓開に向けて、関係機関の連携等により、装備資機材の充実、情報収集・共有、情報提供など必要な体制整備を図る必要がある。

6-5 防災インフラの長期間にわたる機能不全

(関係行政機関等との連携体制の整備)

- 災害時に備え、平時から国や県、関係機関、近隣自治体、民間事業者等との連携体制を整備するとともに、応援部隊が効率的に活動できるよう体制を整備する必要がある。

(河川の整備)

- 台風や集中豪雨などに起因して発生する水害から市民の生命、身体、財産を守るため、河川施設や水路の耐震化及び改修整備等を計画的に進める必要がある。

(浸水対策の推進)

- 雨水幹線や排水施設の計画的な整備・補修・更新を行い、適切な維持管理を図る必要がある。

(道路の防災対策)

- 道路施設の計画的な補修・更新を行い、適切な維持管理を図るとともに、落石や斜面崩壊などのおそれのある箇所での落石防止柵、法面保護等の災害防止対策を進める必要がある。

(災害関連情報の収集・伝達体制の整備)

- 災害関連情報を迅速かつ正確に収集・伝達するため、関係機関と連携し、効率的な情報共有を図る必要がある。

(情報発信体制の整備)

- 多様な手段による災害関連情報の発信体制や情報にアクセスしにくい高齢者、障がい者、外国籍の方などを想定した情報提供体制を整備する必要がある。
- 発災時のアクセス集中等によるシステムダウン対策を進めるとともに、防災拠点や避難所などにおける通信手段確保を進める必要がある。
- 災害発生時において、被害状況や地域の商品・サービスの品質への影響などについて、正確な情報を迅速に発信する必要がある。

7. 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない

7-1 地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生

(地域防災力の強化)

- 自主防災組織のカバー率は73.7%（2025年度）と低い状況であり、区・自治会に対して共助の重要性を説明し、自主防災組織の結成を促進する必要がある。
- 自治会や自主防災組織等による地区防災計画の作成を促進し、防災活動に対する支援を通じて、活動の強化を図る必要がある。
- 消防団活動拠点施設や各分団に配備している消防車を計画的に整備することにより地域消防力の充実を図る必要がある。

(防災機能の整備)

- 消防水利（耐震性貯水槽、消火栓）、防災備蓄倉庫等の整備や防災資機材の適正な管理を推進するとともに、防災上特に重要な建築物などにおける防災機能の強化を図る必要がある。

(都市計画マスタープランに基づく適正な土地利用の推進)

- 都市計画マスタープラン、市の基本構想、基本計画（総合計画）、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（区域マスタープラン）に基づき、広域的な視点からの秩序ある土地利用を図る必要がある。
- 災害に強いまちづくりに向け、地域住宅計画に基づく事業の中で公営住宅整備事業等、住環境整備事業の中で住宅・建築物安全ストック形成事業を促進するとともに、市街地整備事業においては宅地耐震化推進事業の推進を図り、造成宅地における液状化等による被害を軽減するための事業を検討する必要がある。

(住宅・建築物及び宅地の耐震化)

- 住宅耐震化率は約 94%（2018 年時点）となっており、引き続き、耐震診断・改修を促進する必要がある。
- 避難路等に面する民間ブロック塀等の撤去や改修を促進する必要がある。
- 宅地の耐震化を促進するため、大規模盛土造成地ごとの危険度等を調査し、適切な情報提供を図る必要がある。

(空き家対策の推進)

- 本市の空き家率（推計値）は約 13.9%（2023 年時点）と比較的低い水準となっているが、災害発生時の倒壊による道路の閉塞や火災発生などを防止するため、空き家対策を推進する必要がある。

(公園緑地の整備)

- 延焼防止効果を向上させるため、公園緑地の計画的な配置・整備や維持管理をするとともに、災害時の避難場所や活動拠点となる公園等において、防災機能の充実を図る必要がある。

(市道の整備)

- 市道の舗装補修など計画的な整備を行い、適切な維持管理を図る必要がある。

(災害医療体制の充実)

- 災害発生時における医療救護活動を円滑に行うため、県や近隣自治体、医療関係団体等と連携強化を図るとともに、医療機関における非常用発電機の整備や自立・分散型エネルギーの導入等を促進する必要がある。

(要配慮者避難対策の推進)

- 高齢者、障がい者、乳幼児などの要配慮者の避難のための支援体制構築、避難行動要支援者の避難のための個別計画策定などの体制整備を推進する必要がある。
- 指定避難所における要配慮者の受け入れ体制の整備を図るとともに、避難生活の中で二次的な被害の発生を防ぎ、避難生活終了後も被災者が日常生活に円滑に移行できるよう、関係機関と連携を図る必要がある。

(主要幹線道路等ネットワークの整備)

- 広域道路網が分断されないよう、国や県、近隣自治体と連携し、主要幹線道路等ネットワークの整備及び維持管理を行う必要がある。

(道路の防災対策)

- 道路施設の計画的な補修・更新を行い、適切な維持管理を図るとともに、落石や斜面崩壊などのおそれのある箇所での落石防止柵、法面保護等の災害防止対策を進める必要がある。

(道路橋梁の耐震化)

- 災害時の救援活動、物資輸送に資する交通施設の分断を防ぐため、道路橋梁の耐震化を進める

必要がある。

(災害関連情報の収集・伝達体制の整備)

- 災害関連情報を迅速かつ正確に収集・伝達するため、関係機関と連携し、効率的な情報共有を図る必要がある。

(情報発信体制の整備)

- 多様な手段による災害関連情報の発信体制や情報にアクセスしにくい高齢者、障がい者、外国籍の方などを想定した情報提供体制を整備する必要がある。
- 発災時のアクセス集中等によるシステムダウン対策を進めるとともに、防災拠点や避難所などにおける通信手段確保を進める必要がある。
- 災害発生時において、被害状況や地域の商品・サービスの品質への影響などについて、正確な情報を迅速に発信する必要がある。

(自助・共助の取組の強化)

- 災害発生直後からの一定期間は十分な行政体制を確保することは難しく、自助・共助が大きな力を発揮するため、住民同士の助け合い・連携を強化する仕組みづくりや、地域の防災リーダーとなる人材を育成する必要がある。

(公共施設の耐震化・公共施設内設備等の適切な管理・修繕・更新)

- 災害発生時における被害を軽減するため、公共施設の耐震化・不燃化対策を推進するとともに、公共施設マネジメントの取組を進める必要がある。

7-2 沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞、地下構造物の倒壊等に伴う陥没による交通麻痺

(都市計画マスタープランに基づく適正な土地利用の推進)

- 都市計画マスタープラン、市の基本構想、基本計画（総合計画）、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（区域マスタープラン）に基づき、広域的な視点からの秩序ある土地利用を図る必要がある。
- 災害に強いまちづくりに向け、地域住宅計画に基づく事業の中で公営住宅整備事業等、住環境整備事業の中で住宅・建築物安全ストック形成事業を促進するとともに、市街地整備事業においては宅地耐震化推進事業の推進を図り、造成宅地における液状化等による被害を軽減するための事業を検討する必要がある。

(住宅・建築物及び宅地の耐震化)

- 住宅耐震化率は約 94%（2018 年時点）となっており、引き続き、耐震診断・改修を促進する必要がある。
- 避難路等に面する民間ブロック塀等の撤去や改修を促進する必要がある。
- 宅地の耐震化を促進するため、大規模盛土造成地ごとの危険度等を調査し、適切な情報提供を図る必要がある。

(空き家対策の推進)

- 本市の空き家率（推計値）は約 13.9%（2023 年時点）と比較的低い水準となっているが、災害発生時の倒壊による道路の閉塞や火災発生などを防止するため、空き家対策を推進する必要がある。

(市道の整備)

- 市道の舗装補修など計画的な整備を行い、適切な維持管理を図る必要がある。

(主要幹線道路等ネットワークの整備)

- 広域道路網が分断されないよう、国や県、近隣自治体と連携し、主要幹線道路等ネットワークの整備及び維持管理を行う必要がある。

(緊急輸送道路等ネットワークの整備)

- 緊急輸送道路や代替補完路などの道路ネットワークを計画的に整備するとともに、災害時の応

急活動用資機材等の円滑な輸送を行うため、道路交通管理体制を整備する必要がある。

(道路の防災対策)

- 道路施設の計画的な補修・更新を行い、適切な維持管理を図るとともに、落石や斜面崩壊などのおそれのある箇所での落石防止柵、法面保護等の災害防止対策を進める必要がある。

(交通安全対策)

- 発災後に発生する交通渋滞、交通事故等を回避するため、国、県、警察等と連携し、交通安全対策を行う必要がある。

(道路啓開体制の整備)

- 迅速な道路啓開に向けて、関係機関の連携等により、装備資機材の充実、情報収集・共有、情報提供など必要な体制整備を図る必要がある。

(災害関連情報の収集・伝達体制の整備)

- 災害関連情報を迅速かつ正確に収集・伝達するため、関係機関と連携し、効率的な情報共有を図る必要がある。

(情報発信体制の整備)

- 多様な手段による災害関連情報の発信体制や情報にアクセスしにくい高齢者、障がい者、外国籍の方などを想定した情報提供体制を整備する必要がある。
- 発災時のアクセス集中等によるシステムダウン対策を進めるとともに、防災拠点や避難所などにおける通信手段確保を進める必要がある。
- 災害発生時において、被害状況や地域の商品・サービスの品質への影響などについて、正確な情報を迅速に発信する必要がある。

7-3 防災インフラ等の損壊・機能不全による二次災害の発生

(河川の整備)

- 台風や集中豪雨などに起因して発生する水害から市民の生命、身体、財産を守るため、河川施設や水路の耐震化及び改修整備等を計画的に進める必要がある。

(浸水対策の推進)

- 雨水幹線や排水施設の計画的な整備・補修・更新を行い、適切な維持管理を図る必要がある。

(道路の防災対策)

- 道路施設の計画的な補修・更新を行い、適切な維持管理を図るとともに、落石や斜面崩壊などのおそれのある箇所での落石防止柵、法面保護等の災害防止対策を進める必要がある。

(災害関連情報の収集・伝達体制の整備)

- 災害関連情報を迅速かつ正確に収集・伝達するため、関係機関と連携し、効率的な情報共有を図る必要がある。

(情報発信体制の整備)

- 多様な手段による災害関連情報の発信体制や情報にアクセスしにくい高齢者、障がい者、外国籍の方などを想定した情報提供体制を整備する必要がある。
- 発災時のアクセス集中等によるシステムダウン対策を進めるとともに、防災拠点や避難所などにおける通信手段確保を進める必要がある。
- 災害発生時において、被害状況や地域の商品・サービスの品質への影響などについて、正確な情報を迅速に発信する必要がある。

(農地・農業水利施設、農業用調整池等の管理)

- 流域の排水処理に支障がでないよう、関係自治体、関係機関と連携し、農業用調整池の維持管理を行う必要がある。

7-4 有害物質の大規模拡散・流出

(有害物質等対策の推進)

- 有害物質等を排出するおそれのある工場や毒物劇物取扱施設への立入検査や、事故の未然防止などについて啓発する必要がある。また、危険物、高圧ガス、火薬類を取り扱う事業者の自主保安体制の強化や緊急時体制の整備を促進する必要がある。

(災害関連情報の収集・伝達体制の整備)

- 災害関連情報を迅速かつ正確に収集・伝達するため、関係機関と連携し、効率的な情報共有を図る必要がある。

(情報発信体制の整備)

- 多様な手段による災害関連情報の発信体制や情報にアクセスしにくい高齢者、障がい者、外国籍の方などを想定した情報提供体制を整備する必要がある。
- 発災時のアクセス集中等によるシステムダウン対策を進めるとともに、防災拠点や避難所などにおける通信手段確保を進める必要がある。
- 災害発生時において、被害状況や地域の商品・サービスの品質への影響などについて、正確な情報を迅速に発信する必要がある。

(企業の基盤強化の促進)

- 災害時の被害軽減に備え、商工会議所などの関係機関と連携し、企業の老朽化した施設・設備の更新や補強を支援し、企業の基盤強化を促進する必要がある。

7-5 農地・森林等の被害拡大

(農地・農業水利施設、農業用調整池等の管理)

- 農地の多面的な機能が発揮できるよう、農地中間管理事業を活用した農地の集積・集約化による耕作放棄地の解消や農地基盤整備事業を活用した優良農地化などを進め、農地・農業水利施設等の適切な保全管理を推進する必要がある。また、農地や農業用ハウス等の災害対応強化を図る必要がある。
- 流域の排水処理に支障がでないよう、関係自治体、関係機関と連携し、農業用調整池の維持管理を行う必要がある。

(森林整備・保全活動の推進)

- 適正な森林管理を促進し、土砂災害の防止等、森林の持つ公益的機能の維持・発揮を図るため適正な森林整備・保全活動を推進する必要がある。

(鳥獣被害の防止の取組の推進)

- 県内で鳥獣被害が増加傾向にある中、食料の生産基盤となる農地の保全や安定的な農業経営のため、広域的な鳥獣被害防止の対策を推進する必要がある。

(食料の安定的な供給体制に必要な施設整備等の支援)

- 災害時においても食料を安定的に供給できる体制づくりのため、平時から販路の拡大や地元産品のPRを推進するとともに、農地や農業関連施設の整備等を支援する必要がある。

8. 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

(下水道施設の防災対策の推進)

- 本市の用途地域内の公共下水道整備率（污水）は約 77.4%（2023 年度）となっており、引き続き下水道の整備を推進するとともに、災害時において、市民の生活空間から下水を速やかに排除・処理するため、下水道施設の長寿命化および耐震化を進める必要がある。

(災害廃棄物処理体制の整備)

- ごみ処理施設長寿命化総合計画の策定及び基幹的設備改良工事を実施し、焼却施設の延命化を図る必要がある。
- 災害廃棄物の収集・運搬・処分を迅速かつ円滑に実施するため、災害廃棄物処理計画を策定するとともに、民間業者等と災害協定を締結し、それらに基づく災害廃棄物の処理体制の強化を図る必要がある。

8-2 復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態

(関係行政機関等との連携体制の整備)

- 災害時に備え、平時から国や県、関係機関、近隣自治体、民間事業者等との連携体制を整備するとともに、応援部隊が効率的に活動できるよう体制を整備する必要がある。

(自助・共助の取組の強化)

- 災害発生直後からの一定期間は十分な行政体制を確保することは難しく、自助・共助が大きな力を発揮するため、住民同士の助け合い・連携を強化する仕組みづくりや、地域の防災リーダーとなる人材を育成する必要がある。

(防災教育・学習の充実)

- 過去の災害から得られた教訓を活かし、学校における防災教育や、防災に関する学習機会の提供を行う必要がある。

(人的支援の受け入れ体制の整備)

- 警察・消防・自衛隊等の救援部隊や災害ボランティアを円滑に受け入れるための、受け入れ体制を整備する必要がある。

(建設産業の担い手育成・確保)

- 協定を締結している建設産業の各種団体との連携強化や、地域に精通した建設産業の担い手の育成・確保に向けた支援を行う必要がある。

8-3 広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態

(都市計画マスタープランに基づく適正な土地利用の推進)

- 都市計画マスタープラン、市の基本構想、基本計画（総合計画）、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（区域マスタープラン）に基づき、広域的な視点からの秩序ある土地利用を図る必要がある。
- 市街地の浸水被害を防止するため、公共下水道（雨水）事業による雨水排水施設の整備を進める必要がある。また、上下水道施設の耐震化について、引き続き計画的に取り組む必要がある。
- 災害に強いまちづくりに向け、地域住宅計画に基づく事業の中で公営住宅整備事業等、住環境整備事業の中で住宅・建築物安全ストック形成事業を促進するとともに、市街地整備事業においては宅地耐震化推進事業の推進を図り、造成宅地における液状化等による被害を軽減するための事業を検討する必要がある。

(河川の整備)

- 台風や集中豪雨などに起因して発生する水害から市民の生命、身体、財産を守るため、河川施設や水路の耐震化及び改修整備等を計画的に進める必要がある。

(浸水対策の推進)

- 雨水幹線や排水施設の計画的な整備・補修・更新を行い、適切な維持管理を図る必要がある。

8-4 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失

(文化財保護の防災対策)

- 文化財及び文化財周知用立看板の日常的な維持管理に基づいた保全予防型の計画的な保存修理を推進するとともに文化財の耐震化、防災設備の整備等の必要がある。また、災害時における被害状況の収集のため、有形無形文化財の調査・記録・デジタル化の充実を要する。
- 防災活動の啓発をとおした文化財所有者等による文化財の適切な防災活動の支援を必要とする。

8-5 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態

(関係行政機関等との連携体制の整備)

- 災害時に備え、平時から国や県、関係機関、近隣自治体、民間事業者等との連携体制を整備するとともに、応援部隊が効率的に活動できるよう体制を整備する必要がある。

(被災者の生活再建支援)

- 国、県と連携し、被災者の生活再建を支援するとともに、罹災証明書の迅速な交付体制などを整備する必要がある。

(都市計画マスタープランに基づく適正な土地利用の推進)

- 都市計画マスタープラン、市の基本構想、基本計画（総合計画）、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（区域マスタープラン）に基づき、広域的な視点からの秩序ある土地利用を図る必要がある。
- 災害からの復旧・復興にあたっては、応急仮設住宅の建設地・災害時廃棄物処理に係る事業用地等の確保に取り組む必要がある。また、持続可能な経営に向けた取組支援などによって、地域経済の活性化を図る必要があることから災害が発生しても、迅速かつ計画的な復興を実現できるよう、復興のあり方や手順、執行体制等について検討する必要がある。
- 災害に強いまちづくりに向け、地域住宅計画に基づく事業の中で公営住宅整備事業等、住環境整備事業の中で住宅・建築物安全ストック形成事業を促進するとともに、市街地整備事業においては宅地耐震化推進事業の推進を図り、造成宅地における液状化等による被害を軽減するための事業を検討する必要がある。

(災害時応援協定締結団体等との連携強化)

- 災害発生時の物資や人材等の確保を図るため、新たな関係団体との災害時応援協定の締結に向け協議・調整を行うとともに、既に応援協定を締結している団体等との連携体制の強化を図る必要がある。

(建設産業の担い手育成・確保)

- 協定を締結している建設産業の各種団体との連携強化や、地域に精通した建設産業の担い手の育成・確保に向けた支援を行う必要がある。

8-6 風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による地域経済等への甚大な影響

(関係行政機関等との連携体制の整備)

- 災害時に備え、平時から国や県、関係機関、近隣自治体、民間事業者等との連携体制を整備するとともに、応援部隊が効率的に活動できるよう体制を整備する必要がある。

(被災者の生活再建支援)

- 国、県と連携し、被災者の生活再建を支援するとともに、罹災証明書の迅速な交付体制などを整備する必要がある。

(情報発信体制の整備)

- 多様な手段による災害関連情報の発信体制や情報にアクセスしにくい高齢者、障がい者、外国籍の方などを想定した情報提供体制を整備する必要がある。

- 発災時のアクセス集中等によるシステムダウン対策を進めるとともに、防災拠点や避難所などにおける通信手段確保を進める必要がある。
- 災害発生時において、被害状況や地域の商品・サービスの品質への影響などについて、正確な情報を迅速に発信する必要がある。

(企業の基盤強化の促進)

- 災害時の被害軽減に備え、商工会議所などの関係機関と連携し、企業の老朽化した施設・設備の更新や補強を支援し、企業の基盤強化を促進する必要がある。

(農地・農業水利施設、農業用調整池等の管理)

- 農地の多面的な機能が発揮できるよう、農地中間管理事業を活用した農地の集積・集約化による耕作放棄地の解消や農地基盤整備事業を活用した優良農地化などを進め、農地・農業水利施設等の適切な保全管理を推進する必要がある。また、農地や農業用ハウス等の災害対応強化を図る必要がある。
- 流域の排水処理に支障がでないよう、関係自治体、関係機関と連携し、農業用調整池の維持管理を行う必要がある。

(自助・共助の取組の強化)

- 災害発生直後からの一定期間は十分な行政体制を確保することは難しく、自助・共助が大きな力を発揮するため、住民同士の助け合い・連携を強化する仕組みづくりや、地域の防災リーダーとなる人材を育成する必要がある。

7.2 施策分野別事業一覧

本計画に基づき実施する施策分野別の事業は別に定めることとします。

7.3 八街市の災害リスク【被害予測】

八街市の「災害リスク(震災)」【被害予測】

市全棟:約35,000棟 市人口:約69,000人

小学校区	建物被害(棟)			人的被害(人)				避難者(人)			
	全壊	半壊	焼失	死者	重傷	軽傷	自力脱出困難	避難所内		避難所外	
								1日後	1・2週間	1日後	1・2週間
朝陽小学校	5	81			1	17	0	25	214	17	321
八街北小学校	2	30				6		9	77	6	116
交進小学校	42	252			6	56	2	86	729	56	1,093
八街東小学校	17	168			3	36	1	54	459	36	689
実住小学校	52	372	1		8	82	3	124	1,052	82	1,578
笹引小学校	10	77			1	17	0	25	214	17	322
川上小学校	35	213			5	47	2	72	613	47	919
二州小学校	22	149			3	33	1	50	422	33	634
二州沖分校	13	76			2	17	1	26	220	17	329
市全体	197	1,416	2	0	30	310	10	470	4,000	310	6,000

※小数点以下を四捨五入しているため、合計値が合わないことがある。

八街市の「災害リスク(風水害)」

地区	警戒区域	世帯数	人数	計
榎戸	4	8	22	35世帯 91人
東吉田	7	9	18	
勢田	5	5	16	
根古谷	2	5	15	
岡田	5	8	20	
用草	3	7	17	7世帯17人
大谷流	6	16	45	21世帯63人
小谷流	3	5	18	
計	35	63	171	63世帯171人


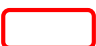
7.4 八街市における土砂災害警戒区域（詳細）

住野区、榎戸区の土砂災害警戒区域



みどり台区、榎戸区の土砂災害警戒区域



八街市における土砂災害警戒区域 凡例	
	土砂災害警戒区域：土砂災害が発生した場合、住民の生命又は身体に危害が生じるおそれのある区域
	土砂災害特別警戒区域：土砂災害が発生した場合、建築物に破損が生じ、住民の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれのある区域

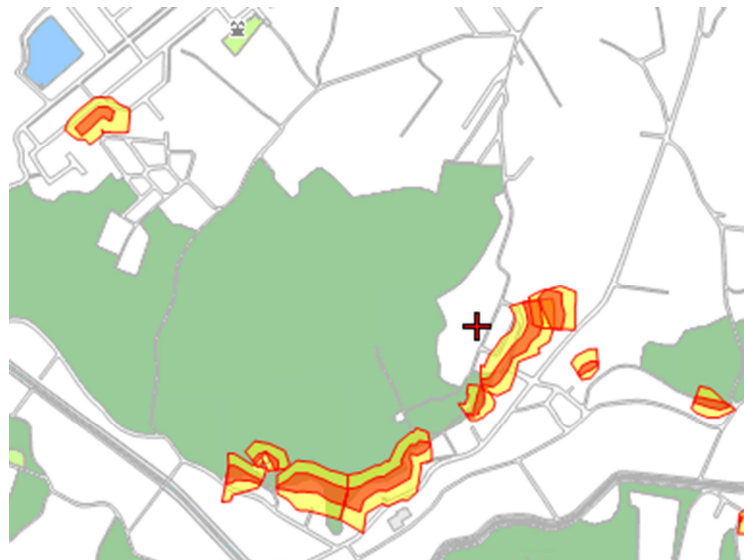
大東区の土砂災害警戒区域





東吉田区の土砂災害警戒区域



希望ヶ丘区、勢田区の土砂災害警戒区域



八街市における土砂災害警戒区域 凡例	
	土砂災害警戒区域：土砂災害が発生した場合、住民の生命又は身体に危害が生じるおそれのある区域
	土砂災害特別警戒区域：土砂災害が発生した場合、建築物に破損が生じ、住民の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれのある区域

吉倉区の土砂災害警戒区域





夕日丘区の土砂災害警戒区域



用草区、岡田区、根古谷区の土砂災害警戒区域

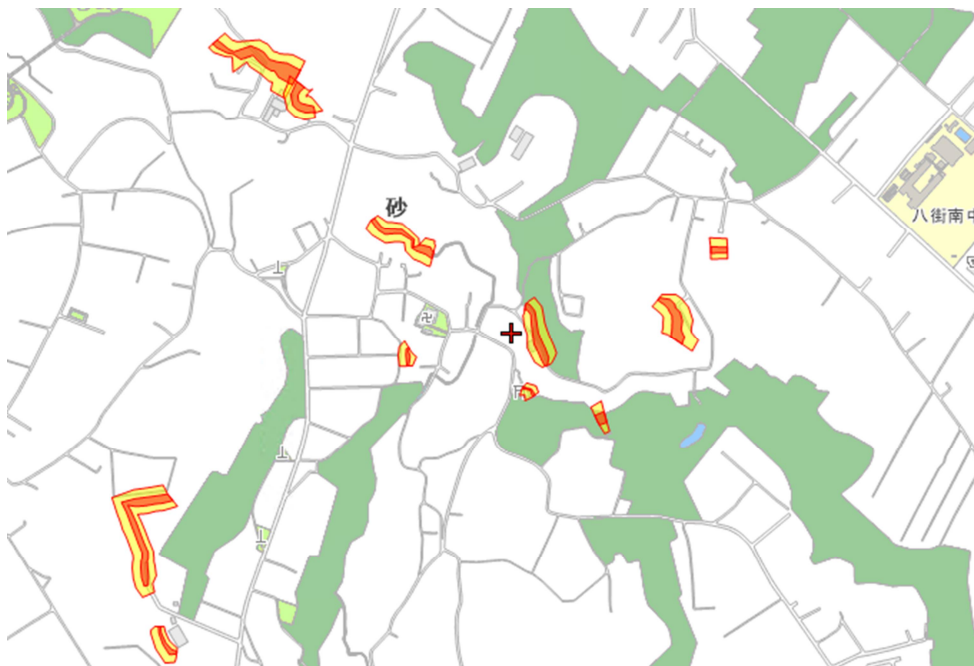




八街市における土砂災害警戒区域 凡例	
	土砂災害警戒区域：土砂災害が発生した場合、住民の生命又は身体に危害が生じるおそれのある区域
	土砂災害特別警戒区域：土砂災害が発生した場合、建築物に破損が生じ、住民の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれのある区域

大谷流区、小谷流区の土砂災害警戒区域

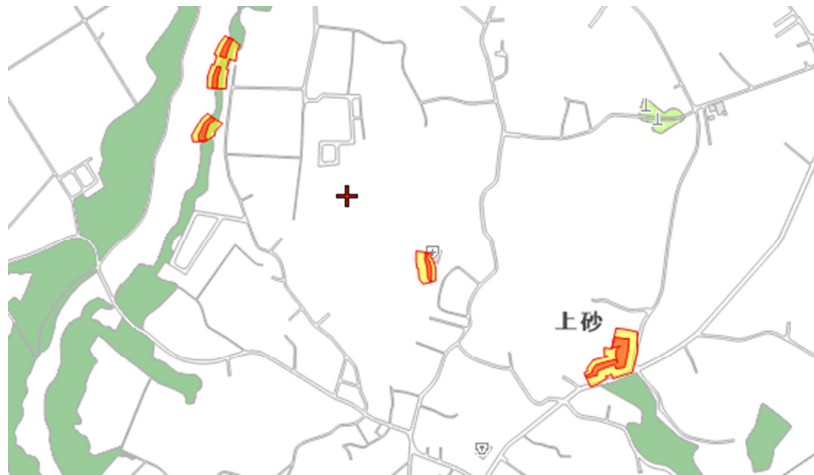


砂区の土砂災害警戒区域



八街市における土砂災害警戒区域 凡例	
	土砂災害警戒区域：土砂災害が発生した場合、住民の生命又は身体に危害が生じるおそれのある区域
	土砂災害特別警戒区域：土砂災害が発生した場合、建築物に破損が生じ、住民の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれのある区域

上砂区の土砂災害警戒区域（１）





上砂区の土砂災害警戒区域（２）



沖区、山田台区の土砂災害警戒区域



八街市における土砂災害警戒区域 凡例	
	土砂災害警戒区域：土砂災害が発生した場合、住民の生命又は身体に危害が生じるおそれのある区域
	土砂災害特別警戒区域：土砂災害が発生した場合、建築物に破損が生じ、住民の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれのある区域

山田台区の土砂災害警戒区域





滝台区の土砂災害警戒区域（１）



滝台区の土砂災害警戒区域（２）



八街市における土砂災害警戒区域 凡例	
	土砂災害警戒区域：土砂災害が発生した場合、住民の生命又は身体に危害が生じるおそれのある区域
	土砂災害特別警戒区域：土砂災害が発生した場合、建築物に破損が生じ、住民の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれのある区域

7.5 計画策定の経過

7.5.1 会議開催の状況

年月日	内 容
令和2年9月10日	第1回八街市国土強靱化地域計画策定委員会 ・八街市国土強靱化地域計画の策定について ・八街市国土強靱化地域計画の構成・リスクシナリオ・施策分野の設定について
令和2年9月23日	第1回八街市国土強靱化地域計画策定委員会幹事会（書面開催） ・八街市国土強靱化地域計画施策分野の推進方針について
令和2年11月6日	第2回八街市国土強靱化地域計画策定委員会 ・八街市国土強靱化地域計画（案）について ・八街市国土強靱化地域計画概要版（案）について ・パブリックコメント実施について
令和2年11月13日	第1回八街市国土強靱化地域計画策定委員会有識者会議 ・八街市国土強靱化地域計画（案）について ・八街市国土強靱化地域計画概要版（案）について
令和2年11月26日	第2回八街市国土強靱化地域計画策定委員会幹事会（書面開催） ・八街市国土強靱化地域計画（案）について ・八街市国土強靱化地域計画概要版（案）について
令和3年2月5日	第3回八街市国土強靱化地域計画策定委員会幹事会（書面開催） ・パブリックコメント実施結果について ・八街市国土強靱化地域計画（案）について ・八街市国土強靱化地域計画概要版（案）について
令和3年2月22日	第2回八街市国土強靱化地域計画策定委員会有識者会議（書面開催） ・パブリックコメント実施結果について ・八街市国土強靱化地域計画（案）について ・八街市国土強靱化地域計画概要版（案）について
令和3年3月12日	第3回八街市国土強靱化地域計画策定委員会 ・パブリックコメント実施結果について ・八街市国土強靱化地域計画（案）について

八街市国土強靱化地域計画

令和3年3月 策定

令和7年3月 修正

発行 八街市 総務部 防災課

八街市国土強靱化地域計画別冊

7.2 施策分野別事業一覧

八街市国土強靱化地域計画に基づき実施する施策分野別の主な事業は下記のとおりです。

施策分野	施策名	事業名	事業概要	実施時期	担当部署
① 行政機能 防災・消防等	公共施設の災害対応力の向上	中央公民館管理運営費	防災訓練・避難誘導訓練を実施し、災害対応力の向上を図る	R3 年度～	中央公民館
	地域防災力の強化	自主防災組織運営事業	自主防災組織の結成促進など災害時における協力体制の構築を図る	R3 年度～	防災課
		消防施設整備事業	消防水利（消火栓・耐震性貯水槽）や消防機庫などを整備し、強化を図る	R3 年度～	防災課
		消火栓維持管理事業	消防設備整備事業	消防車両を計画的に更新し、地域消防力の強化を図る	R3 年度～
	防災機能の整備	避難場所整備事業	防災拠点における備蓄倉庫の整備や公的備蓄及びその適正管理を進める	R3 年度～	防災課
	非常用物資の備蓄促進				
	防犯意識の向上と活動推進	防犯対策事業	啓発活動の実施や防犯団体の活動支援などにより、平時から地域の防犯体制の強化を図る	R3 年度～	防災課
	防犯設備の設置	防犯設備整備事業	防犯体制強化のため、防犯カメラ、防犯灯の整備・維持管理を行う	R3 年度～	防災課
	応急給水設備等の整備	応急給水設備等整備事業	災害時においても計画的に応急活動を行うため、応急給水拠点の確保や資機材等の整備を推進するとともに、飲料水の安全を確保するため、点検や清掃等の適切な維持管理を実施する	R3 年度～	水道課
② 住宅・都市	都市計画マスタープランに基づく適正な土地利用の推進	住宅施設整備事業費	災害に強いまちづくりを推進するため、「八街市公営住宅長寿命化等計画」に基づく、市営住宅九十九団地・長谷団地の外壁・屋根等の改修により建物の安全性の向上を図る	R8 年度～	都市計画課
	住宅・建築物及び宅地の耐震化	住宅耐震化促進事業	建築物の地震に対する安全性を確保するため、民間建築物の耐震診断、耐震改修及び危険ブロック塀等除去の促進を図る	R3 年度～	都市計画課
		宅地耐震化推進事業	震災等における大規模盛土造成地の崩落及び宅地の液化化による被害を防止するため、大規模盛土造成地等の変動予測調査及び防止対策を推進する	R3 年度～	都市計画課
	空き家対策の推進	空き家対策事業	災害発生時の倒壊による道路の閉塞や火災発生などを防止するため、空き家の所有者などに対して、適正に管理するよう指導し、空き家対策を推進する	R3 年度～	都市計画課
公園緑地の整備	公園施設整備事業	施設の安全性を向上させるため、公園等の整備改修を行う	R3 年度～	都市計画課	

施策分野	施策名	事業名	事業概要	実施時期	担当部署
②住宅・都市	市道の整備	道路整備事業費	市道の舗装修繕など計画的な整備を行い、適切な維持管理を図る <舗装修繕> ・市道102号線～市道117号線 ・市道201号線～市道226号線 ・市道一区1号線・市道一区25号線 ・市道一区39号線・市道二区39号線 ・市道三区19号線・市道三区40号線 ・市道五区11号線・市道六区6号線 ・市道六区9号線・市道六区15号線 ・市道朝日7号線・市道朝日38号線 ・市道朝日52号線・市道富山4号線 ・市道富山5号線・市道文違7号線 ・市道文違15号線・市道文違29号線 ・市道沖33号線・市道沖37号線 ・市道上砂12号線 ・FWD調査 <交差点改良> ・市道102号線・市道114号線 ・市道116号線・市道210号線 ・市道一区1号線・市道沖24号線	R8年度～	道路河川課
	浸水対策の推進	道路排水施設整備事業費 流末排水施設整備事業費	道路排水施設や流末排水施設の整備を図り、浸水対策を推進する <道路排水施設> ・市道102号線・市道111号線 ・市道114号線・市道217号線 ・市道文違15号線・朝日46号線 <流末排水施設> ・一区地区調整池・五区地区調整池 ・吉倉地区調整池・沖地区調整池 ・五区地区流末排水路・大関流末排水路 ・砂流末排水路・上砂流末排水路	R8年度～	道路河川課
		浸水対策事業	下水道の整備によって、都市型浸水の解消、軽減を図る	R3年度～	下水道課
	上水道施設の防災対策の推進	水道施設等耐震化事業	水道施設等の更新事業及び耐震化を推進し、県や関係機関、近隣自治体、民間事業者等と平時から情報を共有するほか、各種訓練等を通じ、連携体制の整備、強化を図る	R3年度～	水道課
		危機管理対策整備事業	災害時応援協定・覚書締結先からの応援部隊が効率的に活動を実施できるよう、受け入れ窓口・指揮連絡系統の明確化等についてマニュアルの整備を促進する	R3年度～	水道課
	下水道施設の防災対策の推進	ストックマネジメント事業	下水道管渠の点検・調査を行い、異常があった箇所の改築・更新を実施する	R3年度～	下水道課
	浄化槽の管理体制の整備	家庭用小型合併処理浄化槽設置事業	家庭からの雑排水の浄化を図るため、小型合併浄化槽を設置する個人に対して補助金を交付する	R3年度～	環境課

施策分野	施策名	事業名	事業概要	実施時期	担当部署
③ 保健医療・福祉	新型インフルエンザ等感染症のまん延の防止	各種予防接種事業	予防接種法に基づく、感染症の発生及びまん延を予防するため、インフルエンザ等の各種の予防接種を行い、公衆衛生の向上及び増進を図る	R3 年度～	健康増進課
		小学校体育館トイレ改修事業	新型インフルエンザ等感染拡大防止のため、災害時の指定避難所である小学校体育館トイレについて洋式化含む改修を行う	R3 年度～	教育総務課
		中学校体育館トイレ改修事業	新型インフルエンザ等感染拡大防止のため、災害時の指定避難所である中学校体育館トイレについて洋式化含む改修を行う	R3 年度～	教育総務課
		市立幼稚園手洗い水栓自動化事業	接触による新型インフルエンザ等感染を防止するため、手洗いを自動水栓化する	R3 年度～	教育総務課
		スポーツプラザトイレ改修事業	ウイルスや菌の飛び散りを防止するため、スポーツプラザのトイレを洋式化する	R3 年度～	スポーツプラザ
④ 環境・エネルギー	自立・分散型エネルギーシステムの導入支援	住宅用省エネルギー設備等導入促進事業	地球温暖化防止及び地域における再生可能エネルギーの導入促進のため、太陽光発電システム等を設置した個人に対して補助金を交付する	R3 年度～	環境課
	環境に配慮した水道事業経営の検討	環境保全対策整備事業	太陽光発電等の再生可能エネルギーの利用促進などにより、災害に強く環境に配慮した水道事業運営を検討する	R3 年度～	水道課
⑤ 交通・物流	交通ネットワークの整備	ふれあいバス運行事業費	市内循環バス（ふれあいバス）の運行业務委託	R3 年度～	企画政策課
		デマンド交通運行事業費	デマンド型乗合タクシー（チョイソコやちまた）の運行业務委託	R5 年度～	企画政策課
	道路橋梁の耐震化	道路整備事業費	八街市橋梁長寿命化修繕計画に基づき、適切な修繕・維持管理を行うとともに落橋防止等の耐震化を図り、災害時でも避難経路を確保できる橋梁とする ・榎戸駅自由通路橋・八街跨線道路橋・むつき橋・きさらぎ橋・やよい橋・うづき橋・さつき橋・みなづき橋・ふみづき橋 ・はづき橋・ながつき橋・六ツ塚橋・猪ノ山橋・大橋・新橋 ・天神橋・向田橋・勢田天神橋・勢田中央橋・根古谷橋 ・湯明橋・大谷橋・大東橋・日枝橋・いさご橋・城之内橋・大関橋	R3 年度～	道路河川課
	交通安全対策	交通安全施設整備事業	カーブミラー等の交通安全施設を設置し、適切な管理を行うことにより交通安全の推進を図る	R3 年度～	道路河川課
信⑥ 情報通	情報発信体制の整備	防災行政無線整備事業	防災行政無線による災害関連情報の発信体制の整備を図る	R3 年度～	防災課
		図書館管理運営	FreeWi-Fi サービスは図書館利用者に対する調査研究支援であるが災害時の情	R3 年度～	図書館

施策分野	施策名	事業名	事業概要	実施時期	担当部署
			報収集手段及び通信手段としても活用できる		
⑦ 産業・農林水産	農地・農業水利施設、農業用調整池等の管理	多面的機能支払交付金事業	農道、水路の保安全管理を実施する団体補助金を交付する	R3 年度～	農政課
	食料の安定的な供給体制に必要な施設整備等の支援	輝け千葉の園芸次世代産地整備支援事業	生産力を強化・拡大するため、ハウス等の施設整備や省力化機械の導入に対し助成する	R3 年度～	農政課
	森林整備・保全活動の推進	サンブスギ林総合対策事業補助金	森林のもつ多面的機能の維持、増進を図る	R3 年度～	農政課
		災害に強い森づくり事業	重要インフラ施設周辺の森林整備を行う	R3 年度～	農政課
	異常渇水等対策の推進	危機管理対策整備事業	夏期の異常高温による渇水等、近年の気候変動により増大する気象リスクについて情報提供する	R3 年度～	水道課
	文化財保護の防災対策	文化財及び普及展示設備防災対策事業	日常的な維持・管理に基づいた予防保全型の計画的な保存修理を推進するとともに文化財の耐震化、防災設備の整備等を実施する。また、平時及び災害時における歴史的資源の保護・保全のため必要な施設の適切な改修や収蔵スペースの確保を検討するとともに防災・減災に即した普及展示・収蔵方法を整備する	R3 年度～	社会教育課・郷土資料館
⑧ リスクコミュニケーション	防災教育・学習の充実	中央公民館管理運営費	主催学習講座の中で防災に関する講座を開催し、学習機会を提供する	R3 年度～	中央公民館
⑨ 老朽化対策	公共施設の耐震化・公共施設内設備等の適切な管理・修繕・更新	防犯カメラ設置工事	庁舎の防犯カメラの老朽化に伴い、機械設備の更新を行う	R9 年度～	財政課
		自動ドア改修工事	自動ドアの老朽化に伴い改修工事を行う	R8 年度～	財政課
		第1庁舎エレベーター改修工事	戸開走行保護装置等の設置義務(努力義務)があるため、改修工事を行う	R7 年度～	財政課
		電話設備改修工事	電話設備が老朽化しているため、改修工事を行う	R9 年度～	財政課
		受変電設備更新工事	受変電設備の更新が必要なため、工事を行う	R11 年度～	財政課
		総合保健福祉センターバリアフリートイレ改修工事	バリアフリートイレが老朽化しているため、改修工事を行う	R9 年度～	財政課

施策分野	施策名	事業名	事業概要	実施時期	担当部署
公共施設の耐震化・公共施設内設備等の適切な管理・修繕・更新		総合保健福祉センター空調設備改修工事	空調設備が老朽化しているため、改修工事を行う	R9 年度～	財政課
		総合保健福祉センターエレベーター改修工事	戸開走行保護装置等の設置義務（努力義務）があるため、改修工事を行う	R9 年度～	財政課
		総合保健福祉センタートイレ・配管更新工事	トイレ配水管の劣化が著しいことから、改修工事を行う	R11 年度～	財政課
		小中学校屋内運動場非構造部材耐震改修事業	脱落の恐れのある吊り天井の撤去、ガラスの飛散防止措置等を実施する	R3 年度～	教育総務課
		公立学校施設の大規模改造	建築後 20 年以上の公立学校施設の「経年により通常発生する学校建物の損耗、機能低下に対する復旧措置」及び「建物の用途変更に伴う改装等」の大規模改造を「八街市教育施設長寿命化計画」に基づき行う。 対象施設：実住小学校、笹引小学校、朝陽小学校、交進小学校、二州小学校、二州沖分校、川上小学校、八街東小学校、八街北小学校、八街中学校、八街中央中学校、八街南中学校、八街北中学校、八街第一幼稚園、朝陽幼稚園	R7 年度～	教育総務課
		スポーツプラザ改修事業	アリーナ内の床張り替え及びアリーナ等の照明器具交換改修事業	R3 年度～	スポーツプラザ
		中央公民館整備事業費	八街市公共施設等総合管理計画・八街市教育施設長寿命化計画等各種計画に基づき、施設の計画的な整備・改修を実施する	R3 年度～	中央公民館
		図書館整備事業		R3 年度～	図書館
調理場施設及び維持管理事業	調理場施設及び調理場設備の防災機能強化のため、必要な修繕工事、設備改修を行う	R3 年度～	学校給食センター		